

一五三〇年のアウクスブルク帝国議会 ——ドイツ宗教改革の一転機——

レオポルト・フォン・ランケ
瀬原義生 訳

カール五世は、スペイン王国を服属させ、イタリアを従属下に置く状況をもたらした。その権力の充実のなかにあつて、根底から波立ち、沸き返っているドイツへ帰って来たとき、彼はいかなる構想を抱いていたのであろうか？——もちろん、次の事は明白であつた。

彼の弟（フェルディナント）、イタリアにおけるさまざまな紛糾にもかかわらず、彼にゆるぎなく忠実であり、弱い国力にもかかわらず、つねに援助の姿勢を示し、いたるところで有能であること示した弟に対して、カールは、その報酬として、弟をローマ王にあげると約束してきた。この地位を他家に移そうとする企て、繰り返し試みられる危険性のある企てに終止符を打たねばならない。そのための時期は、権力と勝利に満ちた今をおいて、ほかにはない。

さらに、トルコに対する十分な対処の発動、いよいよそれに取り掛からねばならない。最近の出来事は、危険がハンガリーに限られただけでなく、ドイツ人の祖国にも関わることだ、ということを示していた。目前にしている困難を、ドイツ人は自分の意のままになるものにしなければならない。それは、オーストリア家の存立にとって欠くことのできない条件であつた。

実際彼は、いつまでも無為のままではいられないと感じていた。

イタリアでの滞在中、彼は穏やかな態度を余儀なくされた。もちろん、それは彼の気質に反するものではなかつた——実際、彼にはそうした傾向があつた——が、しかし、本来の意図には反して、周囲の事情からそうなつたのである。しかし、彼の若いときからの好戦的な意図は、それによって根絶されたわけではなかつた。

とかくする間、彼の視線はドイツへ向けられ、彼は王弟に手紙を書いた。自分は、自分たちの将来の在り方、その他多くの事柄についてお前と話し合いたい。われわれは平和に暮らせるだろうか、あるいは、自分自身でなにかを企てなければならないのだろうか、共同の努力によってトルコに対してなにかを起さねばならないのだろうか、それとも、正当な企てへと歩み出すためには、他の大きな機会を待たう方がいいのだろうか、などなどについて話し合いたい、と。

ドイツ問題は、最近の平和締結にさいして、すでに視野に入っていた。

カンブレの平和*を結ぶ動機の一つを、ネーデルラントの顧問官は、皇帝をこう説得していた。すなわち、平和を結ぶことによって、異端を掃滅し、帝国と同様、教会をそのあるべき状態に回復する立場に立つことになるのだ、と¹⁾。

* カンブレの平和……1528年8月5日、ドイツ皇帝カール五世とフランス王フランソワ一世のあいだに結ばれた平和条約。同年8月のナポリ攻囲にフランス軍が失敗したのを承けて、カールの叔母でネーデルラント総督マルガレーテとフランス王母ルイーズが發起して結ばれたもので、「淑女の平和 *Damenfried*」ともいう。これによりフランス王はイタリアへの野心を断念することを宣言した。

教皇とは、宗教問題の取り扱いについて、すでに話し合いはついていた。バルセローナの平和では、皇帝はさし当たってもう一度、違った道を取ろうとしたが、うまくいかず、結局、「キリストに対してなされた誹謗に復讐するために」全権力を用いることを義務付けられたのであった²⁾。

彼に同伴した教皇特使カムペッジオが手交した意見書が、いかに不快、かつ強引な内容のものであったにしても、まさに基本的考え方がそうであった。その中で、まずカムペッジオは、プロテスタントを再び取り戻す手段として、確約、威嚇、カトリックに止まっている等族身分との結合〔回復〕を約束すること、をあげている。これでもなんの効果もない場合には、最後の手段として、暴力、彼の表現によれば、火と剣によって懲戒することも必要であると述べている³⁾。財産を没収し、スペインと同様、ドイツにも異端審問の警戒網を敷くべきである、とも。ただ勇敢な戦争だけが、皇帝に対する服従をもたらすであろう。かつてファルツに対する戦争*が、皇帝マクシミリアンへの服従をもたらしたように。皇帝と王弟の往復書簡のなかからも、懲罰と暴力の考えが彼らのあいだでも、もちろん、交わされていたことがうかがわれる。

* 1504年、バイエルン相続問題をめぐって起こった戦争で、マクシミリアンが相続権を詐称するループレヒト・フォン・デア・ファルツを破った戦い。

フェルディナントは、すでに知っているように*、ザクセン選帝侯ヨハンと交渉することに応じていた。しかし、それはただ事態を引き延ばすためにするものだ、と彼は皇帝に保証していた。「陛下におかれましては」と、彼は付け加えている。「わたしがあまりにも多くの譲歩をしすぎていて、それによって陛下が処罰に踏み出すのを妨げられている、とお考えになるかもしれません。陛下、わたしはできるだけ長く交渉しますが、決着をつけるつもりはありません。たとえ決着をつけていたとしても、陛下がその気になれば、宗教については考慮することなしに、法的根拠から彼らを懲罰する機会はいくらでもあるはずですよ。彼らは宗教のほかに、じつに多くの悪しき行動に出ており、陛下は、この点で陛下をよろこんでお助けしたいという人々を見出されるでめりましょう⁴⁾」。

つまり、その意図するところは、さし当たって、プロテスタントを、いまや再び内的平和を回復し、大きな体系となって現れるにいたったラテン的キリスト教統一へ復帰させる試みを、できるだけ穏便に行おうとするものであった。それがうまくいかなかった場合には、暴力の行使も敢えて辞さない、そのための権利を周到に留保しておこうというのである。

* 1529年10月のマールブルク会談で、ルター派とツヴィングリ派との統一は成らなかったが、ルターはなお皇帝側との妥協が可能ではないかと考え、選帝侯ヨハンをしてフェルディナント大公と交渉させている。そのことを指す。Ranke, III, S. 141f.

侮辱されたとおもっている自尊心の反感を威嚇によって掻き立てることは、たしかに勧められることではない。将来の厳しさを背後に見たくないなら、穏やかなうえにも穏やかにゆくの良策である。さし当たっては、この面を際立たせることが決定された。

帝国議会にあてた皇帝の書面以上に平和の息遣いを感じさせるものはないであろう。そのなかで彼は、自分の願いを次のように書いている。「不和を静め、過去の過ちをキリストの前に明らかにし、さらに愛をこめて述べられた各人の意見、見解、思慮を聞き、双方が正しいと解せられないことをすべて取り除いて、一つのキリスト教的真実に到達する〔のがわたしの願いです〕」。皇帝が教皇とともに滞在していた宮殿で、この告示は署名された。教皇は皇帝のなすままにさせた。教皇もまた、

この穏やかな措置が成功を取めたとしたら、大いに喜ぶべきことであったのである。

しかし、皇帝がいかにか表現したにせよ、旧教派の諸侯たちは、皇帝の宮廷の意向、彼と教皇の結び付きを十分に認識しており、彼の到着にわくわくするような期待を抱いていた。彼らは、自分たちの苦情をまとめ、ルター派の動きを止めさせるための古くからの意見、助言を再検討するのに忙しかった。レーゲンスブルクの都市当局がその帝国議会出席者に与えた訓令はこういつている。「長らく、うまく行われてきた教会の儀式に反する新規なことを一掃し、最良のものに転ずるのは、われわれにとっていいことだ⁵⁾」と。さし当たって皇帝はインスブルックの宮廷に滞在していたが、王弟の助言にしたがって、事前折衝によって議会の議事がうまくまとまりそうになるのを待った。その事前折衝というのが、少なくともその一部が、いかなる種類のものか、というと、それは、とりわけヴェネツィアの使者が計算したところから推定される。その計算によれば、皇帝の宮廷は、ポーニャの出発から1530年7月12日までに、27万シルトターラーを贈り物にばらまいているのである。自然の力によって引き寄せられた幸運と力の出現に、数世紀来ドイツで用いられたように、いまや恩恵と贈与とが付け加わった。宮廷からの愛顧を期待していた事柄がすべて、宮廷に向かって殺到し、帝国議会がすでにずっと以前から始められていたことなど、ほとんど忘れられていた。各人はここで、あまり時間を掛けないで、自分の事柄を片づけようとしたのであった⁶⁾。

まもなく、皇帝の出現が宗教問題にいかなる影響を及ぼすか、を推測させる一つの例が起った。皇帝の義父で、追放されているデンマーク王クリスティアン〔二世〕*——これまでルターを支持してきた——は、皇帝と文通し、そのなかでルターの教えを遠慮なく承認していたが、インスブルックによって動かされ、古い信仰へと復帰したのである。それを聞いたとき、教皇は狂喜した。「わたしは、この知らせによって、いかほどの感動によって満たされたか、表現できないくらいです」と、彼は皇帝に書いている。「陛下の美德の輝きが夜を追い払いはじめています。この例は数え切れないほどの効果を発揮するでしょう⁷⁾」。教皇はクリスティアンの免罪を認め、同人が王位を回復したのち、王国において実行すべき贖罪を課した。皇帝自身は、期待しなかったのにイタリアを安定させることができたように、ドイツでも失敗しないことを望んでいた。ローマでは、幸運のすべての星の下に、皇帝が立つことが期待されていた。

* クリスティアン二世（デンマーク王、在位1503-23）……カール五世の妹と結婚し、ルターの教えを受け入れていたが、他方では、スウェーデンを支配下におき、ハンザの盟主リュベックと対立した。1522年、スウェーデンの豪族グスターフ・ヴァーサの反乱を招き、クリスティアンはオランダに亡命を余儀なくされ、デンマークの王位に就いたのはホルシュタイン公フリードリヒであった。

そして、事柄は実際上そういう具合に有利にすすむ見込みがあったのではなかろうか？ プロテスタント側でも、皇帝の書簡は最上の好意をもって受け入れられた。すべての諸侯のなかで、アウクスブルクに最初に入ったのは、最上位のザクセン選帝侯ヨハンであった。彼は、同日アルプスを越えた皇帝に対し、ドイツ帝国への到着に祝意を表するのをためらわなかった。彼は「臣下としての喜びをもって、自分の上司であり、主上である陛下をアウクスブルクで心からお待ち申し上げる」と挨拶をおくった⁸⁾。彼はまた、同盟の諸侯たちに自分にならうように求めた。なぜなら、アウクスブルク帝国議会は、長い間待ち望まれながら、しばしば失望におわった国民的公会議の様相を呈しており、いまこそそこで、宗教的分裂が解決されることが期待されたからである⁹⁾。

選帝侯とフェルディナント王との交渉は、すでに上述のところから推察されるように、なんら終結をみななかった。だが、決裂にいたったわけではない。選帝侯ヨハンもまた、皇帝の宮廷で片付けねばならない多くの他の問題を抱えていた。彼から派遣された一人の使者がインスブルックに現れた。選帝侯を獲得する可能性はないものだろうか？ 選帝侯自身をインスブルックへ引っ張り出そうという試みがなされた。皇帝は使者を通じて次のように言わしめた。自分は君からあらゆる友情を期待しており、他の多くの人と同様、宮廷の自分のところに来ることを求める、と。「自分たち二人によって調整されうるような問題では、君に同調したいと自分は考えている」。

しかし、まさにここで、皇帝がドイツでいかなる種類の抵抗に突き当たるかが示されることになる。皇帝が他の使者を派遣して、選帝侯が連れて来る説教師に沈黙を守らせるように彼に迫ったとき、そのことが選帝侯をひどく不愉快にさせた。侯はこの要求のなかに、あるゆる審理の前に自分たちの権限を一段越えた決定を置く試みを見、彼がインスブルックに現れた場合には、そこで強要され、アウクスブルクへ持ち帰ることになる一種の譲歩の状態以外には予想できなかつた。さらに彼は、宮廷が彼の個人的な敵で充滿していると考えた。また、定められている場所以外の土地で帝国議会の議事を取り扱うのは、彼にはいいこととおもえなかつた。彼がアウクスブルクで皇帝を待つことにしたのは、もっともなことであつた。

一般に、アウクスブルクにやって来たプロテスタントが取った態度、プロテスタントの説教師が都市で見出した拍手、彼らがドイツで受けた全般的な好意、それらは皇帝の宮廷にとっては意外なことであつた。イタリアでは、プロテスタントたちは、禿鷹の最初の襲撃で鳩のように四散するであろうと信じられていた¹⁰⁾。はじめて官房長官ガッティナーラ*は、自分自身信じていたよりは、はるかに多くの困難があるかもしれないと認めた¹¹⁾。教皇の政策の古くからの反対者として、また疑い無く、皇帝に属するもっとも機敏な政治家として、彼は、おそらく宮廷の見解を、それが到達できるぎりぎりまで修正した男であつたとおもわれる。プロテスタントさえも、彼に期待をかけていた。しかし、まさにこの時点で、ここインスブルックで彼は死んだ。他の人々にとっては、事態はさほどの憂慮を生まなかつた。インスブルックで達成できなかったことを、アウクスブルクで、あれこれの仕方、実現しようと望んだのである。

*ガッティナーラ Mercurino de Gattinara (1465-1530) ……イタリアの政治家。始めサヴォワ公に仕え、その妃マルガレーテ——のちのネーデルラント総督——に信任され、その縁で皇帝マクシミリアン一世の知遇を受け、1508年にはカンブレ同盟を画策、1518年皇帝カール五世の宰相となり、その政策立案に当たつた。

6月6日、皇帝はそこへ向かつて出発した。彼はミュンヘン経由の道を取つたが、ミュンヘンでは華々しい歓迎を受けた。オーストリア、バイエルンの俗界、聖界諸侯、かつてレーゲンスブルク同盟*に加わっていた人々とともに、15日夕刻、彼はアウクスブルク前のレッヒ河の橋に到着した。

*レーゲンスブルク同盟……1524年6月、レーゲンスブルクで結成されたカトリックの同盟。
ランケ『宗教改革時代のドイツ史』（渡辺茂訳『世界の名著』続11、中央公論社、1974年）442頁参照。

すでに数時間前から、帝国諸侯たちのきらびやかな集団が彼を待ち受けていた。ずっと以前から見てきた聖界、俗界、南北ドイツの諸侯であり、とくに多かつたのがまだ統治の地位についていな

い若い侯たちであった。皇帝が近付くと、みな馬から下り、彼を迎えた。皇帝も馬を下り、各人に親しく手をさしのべた。マインツ選帝侯は、「ここに集まった神聖ローマ帝国の構成員」すべての名において、彼に挨拶した。そのうえで、帝国都市への華々しい入場へと、すべての人々が動き出した。われわれは、ドイツ人にとってすでにほとんど無縁の存在となってしまった皇帝戴冠に注意を払ってきたが、そこで、この本質的にはなおわれらの祖国固有の入場の儀式にも、しばらく目を止めてみよう¹²⁾。

先頭には、歩兵の二大隊が進んだが、皇帝は彼らを、帝国都市の主人として、この都市の守衛に任じようとおもっていた。彼らはいまはじめて徴募された者たちで、そのすべてが、ドイツで要求されるような軍装をしていたわけではなかった。しかし、そのなかには、イタリア戦争に従事した者が多数おり、二、三の者はそこで裕福になっていた。彼らのなかで目を引いたのはアウクスブルク市民で、皇帝の軍事秘書を務めたシモン・ザイツであった。彼は派手な金色の服を着、褐色のスペイン産子馬にまたがり、高価な刺繍をした日除けをさしかける、これも磨き上げられたお付きを連れて、いま帰ってきたのである。

それに、6人の選帝侯の武装した兵士が続いた。慣例にしたがって、およそ160騎の騎馬兵から成るザクセン選帝侯の部隊が、選帝侯行列の先頭を切っていた。騎馬兵はみな鉄砲をもち、染められた革の上着を着ていた。それは、一部は選帝侯の館で仕える下級諸侯、伯、馬四頭出仕者、馬二頭出仕者、馬一頭出仕者、さらに一部は地方から招集されてきた伯、顧問、貴族たちから成っていた。すでに述べたヘッセンとの最初の同盟を仲介した選帝侯嗣子もそのなかに認められた。ザクセンに次いで、ファルツ、ブランデンブルク、ケルン、マインツ、トリアー各選帝侯の集団が続いたが、それらはすべて独特な色彩の制服を着、武器を携えていた。帝国の階層秩序に従えば、バイエルンはこれに属していなかった。しかし、彼らが独自の位置を占めることを妨げることはできなかった。少なくとも、彼らの出で立ちは見事であった。彼らはみな明るい色の兜をかぶり、赤い胴着を着、五騎一組となって進み、大きな羽飾りが遠くからも一目で彼らと判らせた。およそ450騎であった。

こうした完全な戦士の華麗さの後に、がらっと様変わりして、皇帝とローマ王の宮廷がやってくる。まず黄色、赤色のピロードの服を着た少年たちが進み、それにスペイン、ボヘミア、ドイツの君侯が続くが、ピロード、絹の服を着用し、大きな金の鎖のブローチを掛けているが、ほとんど兜はかぶってはいない。だが、彼らはトルコ、スペイン、ポーランドの選りすぐりの馬に乗って、騎行した。ボヘミア人たちは、その雄馬を力強くあちこち操るのをおこたらなかつた。

これら随行者に続いて、諸侯たちが登場する。

半分は王の、半分は皇帝の色を染めぬいた服を着た数人のトランペット奏者、軍隊用ティンパニー奏者、ドラム奏者、伝令官補佐、伝令官〔先触れ〕が君侯たちの到着を告げた。彼らはすべて、なんの抵抗も受けずに広域を支配する強力な領主であったが、その近隣の分家とは対立し、騒動と戦争をもってドイツを満たすのが常であった。たとえば、エルンスト・フォン・リューネブルクとハインリヒ・フォン・ブランデンブルクがそうであって、彼らは、ヒルデスハイム領をめぐるフェーデでなお解決できない不和にあった。ゲオルク・フォン・ザクセンとその義理の息子フィリップ・フォン・ヘッセン、彼らはいま最近のパック事件*によって厳しい対立に陥った。バイエルンの諸大公とその甥に当たるファルツ伯たちとは、一時的接近ののち再び離反しはじめていた。ブランデンブルク辺境伯と並んでボンメルン大公たちがいたが、大公たちは、〔封主である〕前者に逆らって、この帝国議会にさいして、〔皇帝の〕直接授封下に入りたいと目論んでいた。いまや彼らは、自分たちの上に、

全体を一まとめにして君臨するより高位の存在を認め、共通した栄誉を彼に示したのであった。君侯のあとに、聖俗の選帝侯が続いた。ヨハン・フォン・ザクセンとヨアヒム・フォン・ブランデンブルクが並んで騎行したが、お互いに少なからず恨みをいだいており、その仲たがいから、辺境伯の妃が逃亡する事件が起きていた——この問題はすでに皇帝の前に出され、調停を待っていた——。もう一度、選帝侯ヨハンは、皇帝のまえで〔守護の意味で〕抜き身の剣を捧持していた。実際、選帝侯のあとには、選ばれ、かつ戴冠した皇帝が続いていたのである。彼はポーランドの白い雄馬にまたがっていたが、その上には、きらびやかな三色の天蓋が、六人のアウクスブルク市参事会員によって捧持されていた。彼はひとりだけ、ぐるりから掛け離れた姿をしていた。頭から足のつま先にいたるまで、スペイン風の衣装を身につけていた。彼は、一方の側に王弟、他方の側に教皇特使を配置させた。なぜなら、皇帝はこれらに最高の栄誉を与え、それを周囲に示そうとおもったからである。聖界選帝侯たちも、特使に優位を譲らざるをえないように、と。しかし、彼らはそうはさせなかった¹³⁾。彼らからすれば、特使が現れたとき、選帝侯グループのなかでもっとも学問のある選帝侯ヨアヒム——彼はじつに流暢にラテン語を書き、その点では、少なくとも、聖界選帝侯よりもはるかに優れていた——が彼に挨拶をおくったというだけで、十分栄誉をつくしたとおもわれた。天蓋の外側で、フェルディナント王と特使は並んで進んだ。彼らのあとに、ドイツの大司教たち、司教たち、外国の使臣たち、高位聖職者たちが続いた。

*パック事件 *Packsche Handel*……1528年初頭、ザクセン大公ゲオルクの秘書官オットー・フォン・パックが、フェルディナント大公、ゲオルク大公らの、福音派一掃を目的とした同盟結成の企てをしるした文書——じつは偽文書であった——をひそかにヘッセン方伯にもらし、両派が緊張した事件。

諸侯や君侯の行列に、新たに騎馬部隊が付加されたが、皇帝所属の騎兵は黄色の、王所属のそれは赤色の衣装をまとっていた。聖俗諸侯の騎兵たちは、各部隊とも特別な色彩を競い、すべてが兜と槍、あるいは小銃で武装していた。

皇帝を迎えようと早朝から引き出されたアウクスブルク市民たちも、騎馬か徒歩で、行列に加わった。

実際、この儀式そのものが意味するところは、帝国が皇帝を出迎えるところにあつた。聖レオンハルト教会で、聖職者たちが歌う賛美歌『待ち望まれたる到来』のうちに、皇帝は迎え入れられた。諸侯たちはドームまで彼に付いてきたが、そこでは『テ・デウム』が歌われ、彼に祝福が述べられた。そして、住まいに当てられた館に到着して、やっと彼は放免された。

しかし、この館でも、もちろん、教会においてもそうであったが、人々が一度集まると、集まった人々に関わりのある、大きな、ありとあらゆる問題が、鋭く立ち現れてきた。

プロテスタントは、教会の、あるいは世俗の儀式に参列したが、皇帝にとっては、その到着の最初の瞬間、その到着の印象を利用して、彼らを本質的な譲歩へ導くのが得策のようにおもえた。他の諸侯たちが離れたとき、皇帝はザクセン選帝侯、ブランデンブルク辺境伯ゲオルク、リューネブルク大公フランツ、ヘッセン方伯フィリップを別室に呼んで、王弟を通じて、今後〔新教の〕説教をやめるように要求した。年配の侯は驚き、黙したままであった。方伯がようやく口を開き、説教のなかには、聖アウグスティヌスの場合そうであったように、純粋な神の言葉以外にはなにものも出て来ないという理由をあげて、それを拒否した。それこそ、皇帝にとってもっとも^{かん}瘡にさわる議

論であった。血が顔にのぼり、彼は要求をより強く繰り返した。しかし、彼はここで、すでに言及したように、疑わしい領地のためにイタリアの権力者たちが彼に対して挑んできたのとは全く違った種類の抵抗に逢着したのである。「陛下」と、今度は年配の辺境伯ゲオルクが言った。「神の言葉を諦めさせられる前に、わたしは、膝を屈し、首を刎ねられとうございます」。生来やさしい皇帝は、穏やかな言葉以外に発する言葉を知らなかったが、内心では、他人の口から出るような言葉が自分の口から出るのにおどろいていた。「愛する侯よ」と、彼は方伯にとぎれとぎれの低ドイツ語で答えた。「首を刎ねはしないさ nicht Köpfe ab¹⁴⁾」。また他日催された聖体節行列にさいしても、プロテスタントは参加を拒否した。もし皇帝が廷臣として彼らに随伴を要求したのであれば、彼らはそうしたであろう。彼ら自身こういつている。「文書に記されている名前の人々は、国王に〔随行すべし〕」の代わりに、自分たちは「全能の神の榮譽のために〔随行せよ〕」と要求されただけである。このような根拠に応ずるのは、彼らにとっては良心の毀損以外のなにもものでもない。彼らは反論した。崇拜するために、神は sacrament を制定されたわけではない、と。昔の華麗さを失った行列が、彼らなしに、挙行された。

説教に関しては、彼らは結局は折れたが、それも、皇帝が反対派に沈黙を命ずることを約束したのちのことであった。皇帝は、みずから二、三の説教師を指名したが、説教師たちは聖書の語句をなんの解釈も付けず読むこととされた。そして、プロテスタントたちがいつも引用し、撤回させようとしなかった 1526 年の帝国決議*がこのことを正当化していると説教師たちに気付かせられなかったら、彼らもそこまで指示を守ろうとはしなかったであろう。皇帝は、少なくとも都市に居るかぎりには、帝国都市の正規の首長とみなされたのである¹⁵⁾。

* 1526 年第一次（シュパイヤー）帝国議会の決議……信仰問題に関し、公会議が開かれるまでは、各自が自己の責任において信じ、行動することを容認し、ヴォルムス勅令違反に問わない、というもので、新教派にとって有利な決議であった。

事態がどんどん進行しているのは、皇帝には、カトリック教会にとって利益になることと考えられた。彼は、始まりは好調であると帝妃に自慢している。しかし、彼はそのなかに一種の譲歩があったことを見逃していた¹⁶⁾。

ついに 6 月 20 日、審理が開始された。この日に読まれた提案において、皇帝は、正当にも、参会者すべての前に、対トルコ防衛という目的に応じた武備を要求した。同時に、彼は、宗教の混乱を温和さと善意において解決する意図であると表明した¹⁷⁾。そして、この目的のため、各人が「自分の考え、考慮、意見」を文書にして彼のもとに提出してほしい、という布告文の要求を繰り返した。

宗教問題を最優先して取り上げる、と帝国顧問団が決議したので、大闘争がすぐさま開始されることになった。

アウクスブルク信仰告白

プロテスタントは、さし当たって文書を完全なものに仕上げることを急いだが、その文書のなかに、自分たちの宗教的信条をまとめて、全帝国諸身分の前に提示しようとおもった。

これがアウクスブルク信仰告白であるが、その成立経過は次のようなものであった。

〔帝国議会開催の〕皇帝の布告を受領すると、直ちに、ザクセンでは、「自分たちがこれまで立ってきた、そして、変えずに保持してきた考えを、文書という正規の形態にまとめること」が良策ではないかと考えられた¹⁸⁾。

かつて1524年に、国民的集会のためにあらゆる面で準備されたことがあった。同じようなことが、この瞬間、反対側、たとえばインゴルシュタットでも起こっていた¹⁹⁾。

ヴィッテンベルクでは、教理の点では、南ドイツの神学者によってルター派からの分離を叫ばせたかのシュヴァーバハ条項*が根底に置かれた。きわめて注目すべきは、告白をまとめるに当たって、近隣者〔ツヴィングリ〕からの分離の感情が、少なくとも、大騒動を引き起こした最初の対立の意識ほどには、強くなかったということである。ツヴィングリとその一派が、マールブルク会談**でおこなった二、三の譲歩——それらは、マールブルクの一致からシュヴァーバハ条項のなかに採用された——を撤回しただけに、分裂はますます強烈なものになっていたのだが。

*シュヴァーバハ条項 Schwabacher Artikel……マールブルク宗教討論に備えて、17カ条にまとめられたルター派の信仰告白で、1529年10月16-19日に正式にまとめ上げられた。

**マールブルク会談……ヘッセン方伯フィリップの主宰で、1529年10月1-3日にわたって行われた宗教討論会。聖餐のパンとブドウ酒にキリストの肉と血が実在するというルター説と聖餐をキリストの死の犠牲を記念する食事とするツヴィングリの象徴説を統一しようとしたが、統一は成らず、南北プロテスタントの分離が決定的となった。

このシュヴァーバハ条項に手を加えたのがメランヒトンであった²⁰⁾が、そのさい彼は、自分自身やルター、ヨナス*、ブーゲンハーゲン**がトールガウで選帝侯に手渡した注釈を利用した。さらに彼独特の徹底性と秩序の精神をもって、そして、カトリックの教理概念にできるだけ近付けるという、否定できない意図をもって、告白の作成に従事した。彼が新たに付け加えた自由意志と信仰の教理に関する説明は、きわめて穏和なものであった。彼は、ずっとローマ教会によって非難されてきて、さまざまな条項にわたって呪われてきた異端者の誤りを詳しく述べている。彼はこれらの条項を、聖書だけでなく、教父たち、とくにアウグスティヌスの教えでもって、確認しようとしている。彼は聖者の思い出を完全に否認するのではなく、ただそれをより近寄って規定しようとした。世俗君主の地位は、きわめて強い調子で持ちあげられた。最後に、この教理は、聖書に明確に根拠を置くだけでなく、ひろく教父からの教えが採り入れられているので、ローマ教会の教理にも反するものではないという主張で、結びとされている。これらの点からみて、ローマ教会と一致しないということはあるにせよ、まして、自分たちを異端者と呼ぶことはできないであろう。

*ヨナス Justus Jonas (1493-1555)……ヴィッテンベルク大学神学教授、ルターの友人、協力者。

**ブーゲンハーゲン Johannes Bugenhagen (1585-1558)……ボンメルン生れ。1523年以来、ヴィッテンベルク市教会の説教師。1535年、ヴィッテンベルク大学教授。低ドイツ、ブラウンシュヴァイク、ハンブルク、リューベック、ボンメルン、デンマーク、ホルシュタインの教会、学校の改組をおこなった。

わたしの考えでは、ここに示されている教理が、なおラテン教会の生き生きとした精神の産物であることは、文字通り否定できない。それはなお、カトリックの限界内にあり、そのあらゆる産物

のなかで、多分もっとも注目すべき、内面的にも、もっともすぐれたものであろう。告白がその成立の起源の色彩を帯びたこと、とくに義認という条項におけるルターから発する基本概念が告白に独自性を与えたことは、事柄の性質上、そうならざるをえなかった。しかし、この条項なしには、人間の問題は成立しない。この基本概念は、ラテン教会では、一度ならず、きわめて効果的に用いられている。ルターはそれを、ただ宗教的必要な全力をあげて把握し、対立する見解との闘争において、そして、人々への伝達の過程において、普遍妥当的原理へと作り上げたのである。ルターに、いまその様相を呈しているといわれているような、分派化への傾きがあったとはいえないであろう。そのようなときには、これまでの諸世紀に起こったように、〔異端であるという〕思いがけない権威主義的決めつけに対する反抗が起こっただけであろう。〔メランヒトンの場合〕規定的な教父の発言だけに、立証的権威付けを帰することは考えられていない。しかし、彼ら教父たちの考え方から本質的に遠ざかろうという意識はなかった。そこには隠れた伝統というものがあり、それは〔告白の〕定式だけでなく、概念のもともとの形成にあたって、現れてくるものであり、その伝統は、彼の内面を完全な必然性において支配したわけではないが、実際に創造的に思考する精神の活動を支配したのである。メランヒトンがアウグスティヌスによって〔その理論の〕防備を固めたように、人々はなお古き地盤のうえに立っていることを、はっきりと感じていた。その彼らが、いま、過去の諸世紀においてラテン教会が投げかけてきた鎖、^{くびき} 軛、すなわち、地方割拠主義を打破しようと企てたのである。人々は文字通り聖書にだけ拠る所を求め、その一言一句を守った。しかし、聖書は、信仰の基準とみなされて、長期間にわたって、ラテン教会においても熱心に研究されたのではなかったか？ この教会が承認した多くは、実際に聖書に根拠をおくものではなかったか？ 聖書に根拠をおくものは保守され、そうでないものは捨てられたのである。

わたしは、「アウクスブルク信仰告白」が聖書の純粹の内容を権威主義的に確認したものであるとは、あえていいたくない。それらは、ただラテン教会のなかで発展した体系を聖書と一致するところ、あるいはラテン教会の本源的な精神における聖書の理解にまで、引き戻すことであったが、そのラテン教会の精神たるや、すでに実在するその表明になんらか固執する以上に、はるかに無意識的に作用し続けたのであった。われらの「信仰告白」は、もっとも純粹な、根源にもっとも近い、もっとも尊重すべきキリスト教的表明にほかならない。

この「告白」に、永続的な基準を与えようとしたものでないことは、付け足していうまでもないであろう。それは、ただ事実を確かめたものにすぎない。「われらの諸教会は教えるが、また教えられる。いま、ひとしく教えられている。われらは誤っている、と非難されているのである」。これは、メランヒトンが自分自身に対して発した発言であり、彼はすでに発展しつつある信念を表明したにすぎなかったのである。

そして、同じ意味で、彼は「告白」第二節で、廃止さるべき悪しき慣習について論議する。

ここでは、いかに広い分野が憎むべき論議の対象に提供されていることであろう。教皇権力の介入、とくに帝国議会に対する介入——それは、おそらく、ただ反感だけを目覚めさせただけであった——や、誤れる礼拝儀式の墮落に関するすべてが、そうであった。——実際、聖書という原型に照らして、墮落の長いリストを作成することができるであろう——それらを避けるのがよろしいと考えられていた。メランヒトンは、そのさい、現世において漸次生じてきたものとして、教会の状態を弁護する立場を取っている。彼は、なぜ両種の聖餐や聖職者の結婚が許されるか、誓約や私的ミサが非難されるのか、断食や秘密の懺悔が要求されないのか、を説明する。彼はいたるところで、

古くからの教会法上の法文と矛盾をきたすような、そういう対立する制度がいかにか新しいもので、危険なものであるかを示そうとしている。善良な意図から、彼は、教皇の神的権利、あるいは、その言葉の取り消し難い性格、秘蹟の数についてさえも、沈黙を守っている。彼は〔ローマ教会を〕改宗させようとしているのではなく、ただ〔自分たちを〕守ろうとしているのである。彼が、司教の聖職者としての職務を世俗権力者としての職務から区別しているところからも、それは十分うかがわれる。彼は、前者を福音書の内容によって規定しているのに対し、後者については触れることを避けている。彼は、福音派の教会も、この点においては、カトリック教会の排斥されるべき原則と異なることなく、皇帝は教会の新しい制度に十分耐え忍ぶことができるはずだ、と主張した²¹⁾。

プロテスタントが、断固として自己弁護する代わりに、いまや勇敢に攻撃に転じ、強力な宗教改革共感者すべてを糾合した場合、彼らがより良い結果をえられたかどうかは問題である。

しかし、われわれは告白する——彼ら〔ルター派〕が、ツヴィングリの信奉者たちに、兄弟であることを拒絶しようと決心した時以来、上述の同盟は不可能となっていたことを。彼らは、ツヴィングリの教えが見出した好意によって、自分たちが追い抜かれ、陰に追いやられつつあることを知った。アウクスブルクでは、ツヴィングリの教えは住民の大多数の好意をえていた。帝国の封建的秩序をひっくり返すために、南ドイツとスイス人の同盟がささやかれていた。彼らのもっとも高貴な指導者の一人、ヘッセン方伯フィリップ自身が、話を聞いてみると、ツヴィングリの側にあるというのではないか²²⁾。アウクスブルク信仰告白に署名するようにフィリップを動かすためには、ルターの特別の勧誘を必要としたのであった。

また、彼らは、はっきりとした党派をなしていた帝国諸身分の多数派を、あまりにもはっきりとした党派を形成していたが故に、自分たちの側に引き付け、獲得することを考えることができなかった。

彼ら〔ルター派〕は、平和と寛容以外のなにものも欲していなかった。彼らは、自分たちの教えが不当に呪われ、異端として罵られている現状を示そうとおもった。ルターは、かつての旧敵で、いまや優しい心根に変わったとおもわれるマインツ大司教に、思い切って自分たちの教えを勧めた。〔後援者である〕諸侯の名において、メランヒトンは、特使カンペッジに向かい、カンペッジがこの教えに対してなお抱いているとおもわれる隠忍自重を持ち続けるように切願している。なんらか新しい動きをすれば、教会に測り知れない混乱をもたらすであろうから、と。

接近したいという感覚、なお完全には分裂していないという感情、事柄の深い根底を支配している、そして、告白の個々の箇条にうかがわれる、親近性を保持したいという欲求、それらにおいて告白は考えられ、作成されたのである。

1530年6月25日午後、告白は、帝国諸身分の集会において読まれた。諸侯たちは、これがより大きな場所、いわば公開の場所にも置かれ、これまで無関係であった者にも見られるようにしてほしいと、皇帝に嘆願した。じつは皇帝は小さい部屋、たとえば司教館の客間を好み、そこに居住したが、そこは帝国集会の構成員がかろうじて入ることのできる大きさであった²³⁾。似たような理由で、彼は、ラテン語の文書が読み違えられるのではないかと嬉しそうにいった。しかし、諸侯たちは、陛下はドイツではドイツ語で文書を起草することを許されています、と思ひ出させた。そのうえで、若いザクセンの官房長のクリスティアン・バイエルが、ドイツ語の告白を、そこに表現されている確信の明解さと確固さにふさわしい朗々とした声で読み上げた²⁴⁾。聖界諸侯の出席者は数多くなかったが、彼らは、多くの厄介な非難を聞くことになるのではないかと怖れていた。賛成者は、ここ

まで進んできたことを幸せと感じ、告白の内容、その朗読に喜びを味わった。他の者はこの機会を利用して、主要点を書き留めた。朗読が終わると、両方の元本が皇帝に渡された。皇帝は、ドイツ語の方を帝国官房長官に渡し、ラテン語の方をみずからの手元においた。両者には、ザクセン選帝侯、同嗣子、ブランデンブルク辺境伯ゲオルク、リューネブルク大公フランツ、同エルンスト、方伯フィリップ、アンハルト侯ヴォルフガング、ニュルンベルク、ロイトリンゲン両市の代表者による署名がなされていた。

論駁. 威嚇

福音派の諸侯たちは、反対者の党派が同様の声明を掲げ、皇帝が、両派のあいだの不和を調停するのに努力するであろう、と期待していた。そのように〔皇帝の〕の提議は大きく謳っており、これよりもさらに明確に、それに続く通達がそのことを語っている。

皇帝は、カトリックの側が福音派に対する告発をもって立ちあがり、自分としては、両者のあいだの仲裁裁判官の役割を引き受けることを欲したのではなからうか。諸身分の集会において、フェルディナントは、一度そうした提案をしている。

このようにほぼ完全に、二人の兄弟とも、自分たちの意向を貫く力をもった集会の主人公ではなかったのである。

シュパイヤーで形成され、ここでもなお密接に結集した諸身分多数派は、自分たちを帝国権力の正当な保持者であると感じていた。オーストリアの兄弟——そのカトリック的熱意は彼らにとって願わしいことであったが——に対して、彼らは、そうでなくても、多くのことをおもい出していた。とくにフェルディナントは、スペインでは実現していたが、ドイツでは聞いたこともない聖職者の収入に関する教皇の承認を得てきており、これがいまや、聖職者全体のあいだに不満と反抗を引き起こしていたのである。多数派は、党派を形成することを拒否し、皇帝に自分たちとプロテスタントのあいだの調停者になることを拒否した。彼らは新たに提案するものはなにもないと考えた。彼らはただ、皇帝の勅令をしっかりとにぎっていた。もし皇帝が告発を必要としているならば、勅令に対する違反からそれを引き出せばよろしい。むしろ、皇帝が帝国集会の見解に参加するのが、これまでの慣習であったから、皇帝はいまや集会の直面する問題を自分の問題とすべきだ、というのが彼らの見解であった。彼らが、皇帝がその権力を十分に発揮して、選帝侯、諸侯、諸身分代表らと問題をめぐって協議を継続するように求めている場合、それは、このことをいわんとしたものである。このことが会議招集布告の文言と矛盾したものであったとしても、彼らは悲しむことは一つもなかった。布告は彼らから出たものではなかったからである。

帝国議会においては、皇帝とプロテスタントたちとの別個の交渉が図られた、と一般的には信じられている。しかし、事実上は、この瞬間から、諸身分多数派が行動し、皇帝はただその意向にしたがったにすぎなかった。些細な事柄、たとえば書類による通知についてさえも、皇帝は諸身分と相談しなければならず、結局は、彼らがよしと考えたところに従うほかはなかった。

残念ながら、われわれは、カトリック多数派の会合の議事録をもっていない。議事録が取られたかどうかさえ、明らかでない。また詳細な報告も見当たらないし、それを期待しても無駄であろう。というのも、諸侯たちは、重要な都市の代表者を会議に参加させないことに、性格的に賛成であっ

たからである。

ただわれわれの知っている限りでは、多数派の内部には、二つの違った見解が対立していた。一つの見解によれば、皇帝はただちに武力に訴えるべきであり、武力という方法によって古き勅令の実施をはかるべきである、というのである。ザルツブルク大司教はいつている。「われらがあいつらを消し去るか、あいつらがわれらを消すか。両者のうち、どちらがわれらにふさわしいか?」。集会の少なからず激しいメンバーは、黒インクで書かれたこの〔ルター派の〕告白を、あざ笑ってこういったといわれる。「われわれが皇帝なら、それに赤い付箋を付けるだろうよ」。「陛下」と、もう一人が話の腰を折って言う。「赤インクが目の前でほとばしるのは、陛下だけではありませんよ」。実際は、みんながそのように決定的な敵意をもっていたわけではなかった。とくにマインツ大司教には、公然たる仲違いが起こったその同じ時期に、トルコの襲撃が襲いかかってくるかもしれない、という危険なおもいがちらついていた。結局、なによりもまず、告白の過ちを指摘するようにしたらどうか、と皇帝に助言する決心をした。その間に、聖職者と俗人の身分のあいだの考えのずれを調整しよう、というわけである。皇帝はこの助言を受け入れた。彼は、両者——考えのずれの調整と告白の過ちの指摘——を統合する希望に身を託し、プロテスタントには、自分たちが屈服する運命にあるという印象を与えようとしたのであった²⁵⁾。

皇帝がそう決心したからといって、どうしてプロテスタントの陣営が、突然そのような不利な状況に変えられるであろうか!

これまで彼らは、皇帝という高い地位に照らして、自分たちの承認と仲介を期待していた。しかし、まもなく彼らは、彼が駆り立てるのではなく、駆り立てられていることを知った。彼らがこれまでずっと闘ってきた古くからの敵意にみちた反対者たちが、いまや多数派を形成し、皇帝の権威の足取りをすべて指導するにいたっていた、と。

そして、その多数派が、いまや熱中して反論に取り掛かろうとしていた。手足となって働く者には事欠かなかった。あらゆる方面から、改革に反対する神学者が、それを召し抱えた諸侯と一緒に集まってきていた。ウィーンのファーバー——彼はいまではオーフェン〔ブダペスト〕の司教座聖堂参事会長になっていた——、インゴルシュタットのエック、ドレスデンのコッホレウス、フランクフルト・アン・デア・オーデルのヴィンピーナなど。また司教たちとともに、その代行、学識ある司教補佐もきていた。二、三の著名な修道士たち、裸足修道会士、カルメル会士、とくにドミニコ会士もみられ、ドミニコ会管区長パウル・ハウク、司教代行ヨハン・ブルクハルト、かつてルターの結婚に反対する文書を書いた副修道院長コンラート・コリがそれらであった²⁶⁾。エラスムス——彼も招かれていた——のようなひとが、それに名前を連ねようとはおもわなかったのは、よく判る。それらは、ながくヨーロッパの学校を支配してきたアリストテレス的ドミニコ会的体系の代表者たちであり、エラスムス自身は、彼らがこのような場で発言することに反対して闘ってきたのである。彼らがこれまで行ってきた文筆上の論争では、あまり成果を収めていなかった。彼らの強さは権力との結び付きにあった。いまや彼らは、もはや本来の私的個人ではなくなり、帝国の名において、発言し、書くことになった。

もちろん、彼らとて完全に自由であったわけではない。彼らはあまりにも激しく、あまりにも回りくどすぎた。各人が古い敵意、ルターの考え——ここでは語るつもりはない——に対する反論を引きずっていた²⁷⁾。帝国集会は彼らにまさに反論の原型を与え、ただ告白の諸条項にのみかかわる

ようにと指示した。その後に出した第二の短い指示で、帝国集会は、箇条一つ一つについて詳細な審議をせよ、と命じた。教皇の特使もこの仕事に参与した。仕事は続けられ、8月3日「駁論」は成立した。彼らはそれを皇帝の居住する司教館の広間で読み上げたのである。

それは、「告白」と同様、二部からなり、そのうち第一部は信仰を、第二部は教会の慣習を取り扱っている。

第一部の論争点では、今後彼らが固守することになる立場へとより接近した。彼らはもはや、秘蹟、すなわち、行為の単なる実現、なされたる仕事 *opus operatus* が恩寵をえる、とは主張していない。彼らはもはや、恩寵を受けずになされた善行と恩寵を受けてなされた善行とは同一種類のものである、この両者のあいだには段階的な違いがあるにすぎない、とは教えてはいない。それこそは、ルターが反対して立ち上がった教えであった。彼らはむしろ、キリストによる義認のより深い概念により近く到達することになり、それが以後世界全体において行われることになった。同時に、善行の必要性を規定しようとしている場合、それは、以前とは違った意味においてなされている²⁸⁾。

しかし、これが、修正しなければならないとされた唯一の点であった。

実際、そのほかの点では、かつて定められた体系に忠実にとどまった。全変化、七つの秘蹟、聖者への嘆願の承認が要求されている。聖餐杯〔への信者の直接関与〕の拒絶、聖職者の独身制はそのままとし、聖書の言葉や最古の諸世紀の慣習から、それらの由来を求めている——そのさい、またもや誤った教皇教令が引き合いに出されている——が、もちろん失敗以外のなにものでもなかった。ミサ供犠については、論争から救い出すことはできなかった。とりわけ、普遍教会としてのラテン教会という概念は固守された。ラテン的ミサ儀式については、それを勤める司祭が、彼を取り巻く村共同体ではなくて、広い教会全体に属するものである、という理由で、擁護されている。

プロテスタントの側においては、教理の誤解とそのひどい誤用が契機となって、直接、聖書の源泉に立ち戻ることになったわけであるが、その聖書は、もちろん古きラテン教会の基本的考え方によって編纂されたものであった。しかし、最近の諸世紀の階層制的教会の理念と学識は、そのような聖書でしのいでいくことができず、また、そういう聖書を使うことに反対する者たちも、二、三の教理の著しい弊害を正し、悪弊の廃止を考えることを面倒くさがったので、それによって聖界諸侯と俗人諸侯の紛争へと導いていったのである。しかし、そのさい、階層システム全体は直接、神的起源をもつとして残されたのであった。彼らは、自分たちの体系と聖書との一致点を論証する方法を求めたが、実際には、そのようなものを発見することはできなかった。

それが単にシステム擁護を目的としたものであったならば、とやかくいう必要はないであろう。しかし、そうではなかったのである。多数派は、自分たちの考え方が福音と一致して、正しく、カトリック的であると声明しただけでなく、プロテスタント的少数派も、反論されている自分たちの告白を放棄して、普遍的に正しい信仰の教会と一体となるべきだ、と要求したのである。本質的なこと、古さ、起源性における一致を論証することは、ほとんど考慮されていない。その一方で、非本質的な、僅かな差異が認められているにせよ、である。時の経過のなかで、つまり事態の否応のない圧力のなかで、あるいは、他の帝国集会の正式決定を根拠にして変えられてきたことすべてが、再び復活すべきであるとされた。皇帝は、文字通りこの考えであると表明したが、〔皇帝の意見表明の根拠となった〕説教師アロンソ・ヴィルヴェ・デ・ブルゴスは、聖書の研究にたずさわっていた男であった。皇帝の名前で公布された「論駁」の末尾で、カールは福音派に対して、いまや普遍的ローマ教会に再び服するように勧告している。そうしなければ、ローマ皇帝、教会の保護者、守護とし

て、自分是对処しなければならないであろう、とも。

帝国集会も彼に対して、教会の守護として立ち上がるように要求し、すでにローマの教皇庁もそのように発言していた。

集会が始まるや否や、皇帝は、メランヒトンの手によって、プロテスタントの最重要な要求書の摘要をつくらせ、これを特使に委ね、ローマへ送らせた。われわれが知る限りでは、そのなかには次の諸項目を入れるように要請されている。すなわち、両種の聖餐、聖職者の結婚、ミサにさいしての祈祷の除去、没収された聖職者の財産の引き渡し、公会議におけるその他の論争点の論議などである。ローマでは、7月6日、事柄は枢機卿会議に上程された。彼らがこの問題に徐々に入っていったのは、まさにこの瞬間からであった。教皇特使は弱腰の態度で、第一部について発言しているが、善良な教会法学者のように、次のように述べている。教会がかつて深刻な理由から聖職者独身制を定めたのであるから、それを廃止するというのであれば、もっと深刻な理由がなくてはならない、と。しかし、枢機卿会議²⁹⁾では、独身制廃止の条項は、信仰と聖職者の規律、そして、教会の利益に反すると考え、単にそれを突き返そうと決議し、それを論証しようとしている熱意に関し、皇帝に感謝している。実際、ローマでは、カトリック信仰、皇帝の権威と幸運の完全な復活が期待されていた。彼はキリスト教世界の救済のために天から派遣された天使であり、茨のなかのばらの花、野獣のなかの獅子である。彼は、愛想を使って、あるいは脅迫によって、また善意と権力を使って、すべてを良き結末へ導くであろう。神がこの問題におけるあなたの忠実さをお感じになれば、と懺悔聴聞師は彼に書いている。神は世界中の被造物すべてをあなたの支配下に置くでしょう。

このように活発に、否応もなく迫られて、しかし、自分のした約束に縛られて、さらにプロテスタントの行動についての知識をもたず、ずっと以前からプロテスタントの敵であったひとびとに囲まれて、皇帝は真面目そのものの態度を取らざるをえなかった。彼は、全般的意見表明のなかに、個々人に対する不興の気持ちを添えた。とくに選帝侯ヨハンに対して、彼は特別の代理人をつかわして、不興を伝えた。すなわち、貴君は信仰の守護者である皇帝から離れ、新規な信仰にはしり、同盟さえ結ぶにいたっている、と。「わたしもまた一つの魂、一つの良心をもっており、神の言葉に反するようなことは、なに一つ行うつもりはない³⁰⁾」。それゆえ、選帝侯が、ここ二、三世紀来保持してきた信仰に帰らないというのであれば、陛下は、彼に〔選帝侯位を〕授封しないし、侯が欲しているその他の恩顧の一つでも与えるつもりはないであろう、とも付け加えた。平穩の時はすぎ、厳しい時が現れることになった。

抵抗

いま一度、皇帝には、そういいいとすれば、ラテン・キリスト教世界の活気あふれる権力が立ち現れてきた。輝かしき勝利によって、彼は、全般的平和に遭ぎ着けていた。オスマンに対しても、彼は、この年、そして、おそらくこれからの数年間、怖れるべきことはなにもなかった。教皇、そして、諸身分の権威が彼のためであった。それに対して、プロテスタントはどちらの面にも宗教的、政治的支援をもってはいなかった。彼らはしっかりした同盟によって相互に結び合うことすら許されなかったのである。

宮廷での騎士的生活で成長し、あとになって他人の示唆によって新しい教えにたったドイツの

諸侯、君侯たち。隣人との協調や、最重要な問題において皇帝の恩顧を必要とした彼らが、皇帝が憤懣ふんまんの発言をし、しかも彼に権力が集中している現状で、自分たちの信念をぐらつくことなく主張できるほど十分確固としていたかどうか、は疑わしいようにおもわれた。

さし当たって、問題となるのは彼らのなかの最高位者の態度であったが、他のひとびとはこれに注目し、皇帝も彼、ザクセン選帝侯にもっとも強硬に迫ったのであった。

ザクセン選帝侯ヨハンは、選帝侯エルンストのすぐれた四人の息子——彼らはかつてグリーンマで、聖界や俗界の帝国身分保持者にふさわしい入念な教育を受けた——のうちの末子で、今日なおさまさまに枝分かれして、栄えているエルンスト系統の祖になるひとであるが、立派な、なにごとにも徹底する精神の持ち主である兄のフリードリヒほどの政治的天分をもってはいなかった。兄とは対照的に、彼は、若いときから、思いやりのある、人を信じやすい、偽りのない、ルターにいわせれば「胆汁〔癩癩〕をもたない」ひとであった。しかし、道徳的真面目さには満ちており、それこそがこの単純な魂の持ち主にかげ替えのない価値を付与するものであった。彼は、32歳で結婚するまで完全に童貞であったということ以外は何にも知られていない³¹⁾。彼が時折皇帝マクシミリアンの宮廷で関わりをもった騎士競技——そこで彼は傑出していた——の、どよめきをともなった華やきも、彼を満足させなかった。彼はのちに考えている。これらの日々、心の悩みなく過ぎた日は一日としてなかった、と³²⁾。彼は気晴らしや現世の楽しみで満足するひとではなかった。そのさい避けることのできない不愉快さが、軽い楽しみ以上に、深く彼を苦しめた。彼は、兄の共同統治者となったが、仲違いすることはなかった。つまり、一方は、他方が同意しない限り、彼を召使いとするわけにはいかなかったのである。ルターが登場するや否や、彼はその教えに喜んでくみした。生来真面目で、深い宗教的心情は、しだいにその教えによって文字通り貫かれた。いまや始めて知るようになった聖書を、夕べ、読み上げさせたが、それは彼を喜ばせ、満足させた。彼はそのさい時折眠り込んだが、それは、読み上げられる言葉に納得したからである。目が覚めると、彼は先程読まれ、記憶に残っている言葉を繰り返した。時折、彼はルターの説教を書き写した。彼の手によって書き写されたルターの小教理問答書の写しが残っている³³⁾。遅かれ早かれ、諸侯のなかには、この種の帰依によって、行動においては麻痺してしまった人物が現れた。彼の場合は、そうではなかった。ごく単純に、彼の精神は飛翔し、決意へと発展した。農民戦争にさいして、諸侯の地位が動揺したとき、彼は、完全な変革がくるかもしれない、という気持ちを隠さなかった。自分が最後には二、三頭の馬で満足し、他と変わらない一人の男になるかもしれないと覚悟し、そのように人にも語ったといわれる。しかし、だからといって、他の者と同様、自分の権利を勇敢に守る妨げとはならなかった。ただ、その勝利において、彼は寛大さを示した。そして、それからの数年のうちで、単なる静観的な敬虔さが許されるような瞬間が訪れるようなときがあったらどうか？ われわれは、プロテスタント教会の強化のために彼以上に功績のあった諸侯を知らない。彼の兄で、前任者も、新教を抑圧することなく、自分たちの領地、さらに出来る限りにおいて、帝国でそれを守ろうとした。しかし、ヨハンが統治に就いたとき、すべてが難破しそうな岩礁が四面にそびえていた。ただあらゆる瞬間を通じて、自覚的な高度の信念によって担われた政策によって、それらは避けることができた。農民戦争後、暴力的なことに対する反動の理念が高まってきた。だから、世故にたけた、仕事に熟達した従兄弟によって、暴力行使が推奨されたときにも、ヨハンはその誘惑に打ち負かされることはなかった。次の帝国議会においては、彼はむしろ、その後のあらゆる合法的な発展を促すことになる決議の通過を助けるような態度を取ったのであった。その後まもなく、ヘッセンの同盟者の激

情が彼をとらえ、反対側へ、見通しのきかない政治的紛糾の道へとさらっていかれたようにおもわれる。しかし、ちょうどいい時点で、彼は正しい判断を取り戻し、自分の性質に合った、したがって十分主張できる防衛的態度へと立ち帰ったのであった。彼の努力は、自分の領地で新教を教えさせ、それにふさわしい公的地位を与えることのみに向けられた。彼は、ドイツで最初の福音派教会改革を導入し、それは、他のすべての領地にとって、多かれ少なかれ模範となった。彼は、支配下の貴族たちの妨害を排除するのに遠慮しなかった。彼は穏和で善良であったが、不当にひいきされるのを欲しなかった。だから、息子が周囲に正当な賛辞以上の言葉を触れ回っていると叱責しているほどである。とりわけ、いまやルターが彼に大きな影響を及ぼした。ルターは、この魂を支配している内面的動機を知って、その魂をちょうどいい時に目覚めさせ、新鮮な自覚のなかでそれを保つように仕向けた。こうして事実、ヨハンの登場のもとで、プロテスタティオ〔抗議〕が行われ、それが党派全体に名称と世界的地位を与えたのであった。事実、法と宗教が彼の側にあったところでは、彼はなんら心配せず、「まさしく一人の良きランナーになろう」というスローガンを叫ぶことができたのである。引込みがちで、平和を愛する無口な性質のなかに、しかし、偉大な意図のもとに、決断と行動力が目覚めさせられ、それが完全に成長して、姿を現したのである。

ここアウクスブルクで、いまや選帝侯ヨハンは、この考えが真の確実な金であるか、それとも金かなの混じったものであるかが試される、その試練のまえに立たされることになった。

彼は、皇帝に対して帝国諸侯としてのごく自然の敬意を感じており、始めは、この敬意と自分の宗教的信念をなんの困難もなく一致できると信じて疑わなかった。しかし、まもなく、それが不可能であることが明らかになり、さし当たって少なくとも侯の頭から危険を他に転ずるために、彼に付き添った学者の二、三人は古い教えに帰っていった。彼はこれを認めなかったが、彼らがなすがままに任せた。彼ら学者たちは、信仰告白を単に自分たちの名前で提出する用意があった。選帝侯は彼らに反対して、こういった。「わたしはキリストと一緒に告白しようとおもうのだ」。

それ以来、皇帝は日に日に機嫌を悪くしていった。「われわれは」と、選帝侯はある書簡のなかで述べている³⁴⁾。「皇帝陛下に、選帝侯位を授封下さるようお願いしている。それは断られたままである。われわれは、大きな失費を抱えて横たわっており、およそ1万2000グルデンを調達しなければならない。皇帝陛下は、われわれにまだなんの言葉も掛けてくれない。われわれは、皇帝陛下によって手ひどく侮辱され、またわれわれ自身の親戚からも同様にけなされること以外は、考えにくい」と。

われわれは、彼がいかなる風潮のなかにおかれていたかを見てきた。それに、いまや、論駁とそれに付け足された脅迫的言辞が続いたのである。

彼が、巨大な世界的地位を取り、いまやラテン・キリスト教会の古い秩序を押し通すことを自由にできるようになった皇帝に対して抵抗をする、それも、なんらの信頼できる同盟者なしに、エルベ河畔の狭い带状の領地と小さいチューリンゲンの領地だけでもって抵抗する、ということは、ほとんど考えられないことであった。そして、さらに、自分には抵抗する権利しかないのではないか、という疑問が彼をな委えさせなかったであろうか？ 彼は、それ〔抵抗〕は自分にはふさわしくない、という考えに傾いていた。

眼前になにが迫っているかを、彼にしっかり知らせた方がいいと心配したひとがいた。宮廷で親しくしたある諸侯が、ある日彼にいった。貴方が従わねば、皇帝は武器をもって貴方を捕らえ、領地や人民から貴方を追放し、貴方自身について生殺与奪の権利を行使するでしょう、と³⁵⁾。

選帝侯は、そこまで事態がすすみうることを疑わなかった。大急ぎで、彼は宿舎へ帰った。彼は目の前の真実を否定するか、あるいは、自分自身を避け難い破滅に陥れるか、そのどちらかを選ばねばならないという恐怖を隠せなかった。

ルターは、この君侯が動揺しているかぎり、自分の助言もなに一つ守られないだろう、と確言している。

しかし、まさにそのことが、選帝侯をして決心させた。自分の前に置かれた問題を、文字通り、身を切るような鋭さにおいて据え直そう、と。「神を否定するか、世界を否定するか」と、彼は述べている。「どちらが最上であるか、を疑うような者がいるだろうか？ 神は、その価値もない自分を帝国選帝侯にし給うた。さもなければ、わたしはなんの価値もないであろう。神は自分の気に入るものを、わたしから望んでおられる」。

選帝侯の心になにが去来したか、をもっともよく示したものに、彼がこのころ見た夢がある。その夢の中で、彼は息苦しさにとらえられ、胸を押し潰すような重荷のもとで自分は死んでしまうかもしれないとおもったほどであった。彼は高い山の下に横たわり、その頂上には甥のゲオルクが立っていた。朝に掛けて山は消滅し、敵意をもった甥は、彼と並んで倒れているのである。

もちろん、年取った侯はたじろいたり、動揺したりしなかった。大きな出来事というのは、道徳的な骨折りなしには起こらないものである。新しい教養は、こうした秘密に満ちた内面的核を必要とする。選帝侯ヨハンは、以前と同様以後も、皇帝は自分に、あらゆる点において忠実、かつ平和な君侯を見て取るべきであると言明している。しかし、あなた〔皇帝〕はわたし〔選帝侯〕に、永遠の真実を真実として、そして、過ぎ去らない神の言葉を神の言葉としてみなさないように説得することはできないであろう、とも。

選帝侯をこの立場にしっかりと保たせたひと、それは疑いなくルターであった。ルターは認めていないのであるが。

ルターは、帝国追放を課せられた人物であり、なお自由な発言を許されてはいなかった。たしかに彼は、追放令以後も、それを無視して活動していたが、選帝侯としては彼を帝国議会に伴っていくことはできなかった。彼はルターを、領地の南端にあるコーブルクに滞在させた。

そこは、ルターをして、交渉や日々の出来事の圧力に煩わされることなく、事態を高所から観ることを可能にした場所であった。

そこでとりわけ彼を驚かしたのは、教皇と密接に結び付いた皇帝がフランス人に対して自信たっぷりであること、帝国諸身分がふたたび教皇と党派をつくるにいたった、ということであった。彼はこの事態を一種の皮肉の目で見ている。「わたしの信頼する *par ma foi* 殿下」——ルターはフランス国王をこのように呼んでいた——は、パヴィアの屈辱をけっして忘れないであろう。「主の名前において位に就いている男」教皇は破壊されたローマにあって、なんら友人をもっていない。彼らと皇帝の同盟は「信用できない *non credimus*」の一語に尽きる³⁶⁾。彼は、教皇が諸侯たちの陪席なしに皇帝に戴冠してしまったこと、そして、そのことを承認している諸侯が不可解である、とも述べている³⁷⁾。彼は諸侯たちの集まりを、自室の窓のまえに群がっているカラスの騒ぎに例えている。その窓のところで彼は、彼らの到着、出立、群衆の叫び声やへつらいぶり、一本調子な詭弁家の説教を見ていた。「地上にあるものすべてを食い尽くしてしまう、そして、そのための決議を長い間かかって空中から呼び出そうとする功利的連中」を³⁸⁾。彼には、自分が立ち上がったとき、事態がどのようなものであったか、が完全に忘れられているようにおもわれた。そこで彼は、再びおもい起

こした。当時贖宥状がいかに普及していたか、善行が神を満足させるという教理が行われていたか、当時日常的な新たな奉仕、巡礼、聖遺物、最後にキリストの上衣の作り話が受け入れられていたか、ミサが事実上、多かれ少なかれ二、三ペーニヒで売られ、神に嘉みせられる犠牲が、その意味を深く考えることなしに——いま再び探し求められている——拝領されているか、を。また、プロテスタントには、少なくとも文書上ではあるが、農民蜂起に対して最善がなされるように勧告したことをおもい出させた。いまでは、蜂起を根絶しようとしたれもがもっている。実際、いかなる瞬間といえども、この問題をどこへ導いていかなければならないか、彼は疑ったことはなかった。皇帝が彼の説教を禁止しているかぎり、彼はいかなる和解も期待していなかった。彼は、自分の教理全体を展開するように諸侯に迫ることになるであろうと予見していた。彼は、皇帝自身を暴力的な人間とは考えていなかった。彼が「皇帝カロール」の高貴な血について語る時、恭謙がないわけではなかった。しかし、彼は、どちらの手に主がいるか、を知っており、皇帝のなかに、旧敵たちが隠れる妖怪を見て取っていた。旧敵たちが権力だけのことを考え、多数を頼んで反抗するものと信じて疑わなかった。彼は、教皇座にいるかのフィレンツェ人が、ドイツ人に対して大量虐殺の機会をねらっていることを見抜いていた。

しかし、この見通しはルターを恐れさせなかった。「するがままにさせておこう。彼らはまだ終末期にはいないのだから」。

だからといって、彼は、一歩大きく後退することを考えなかった。「日夜、わたしはこの問題のなかで生きている。わたしは聖書を通覧し、熟考し、討議する。日々、わたしには確信が増してきた。わたしは、自分自身のことなどなにつ取り上げなかった。わたしにとって問題であったのは、神のご意志はいかに、ということであった」。彼らが復旧を迫ったとき、それは彼を笑わせた。「彼らはレオンハルトの血*を、いまはじめて皇帝に差し出そうとしているが、彼らが罪なくして殺したその他の人間のなんと多いことか」。

*レオンハルト Leonhard……6世紀のフランスの聖人。捕虜、病人、農民の保護聖人。とくにドイツのバイエルンで崇敬された。

彼があまり恐れなかったのは、自分の問題が神の問題だ、という信念の結果であった。「二、三者は、神がわれらを忘れ給うのではないかと悲しんでいるが、神はわれらを忘れ給うことはない。われらを忘れ給うまえに、神は自分自身を忘れねばならないからである。われらの問題は神の問題ではないし、われらの教えは神の作り給うたものではない。しかし、キリストが、この世におられるかぎり、われらとともにおられるのではなからうか？ われらが神のことばを持たないとすれば、一体だれがそれを持つというのであろうか？」。——彼は次の言葉に慰めを見出していた。「あなた方がわたしを見捨てる時、わたしはこの世界を克服しているであろう」。

「主は霧のなかに住んでおられる。暗闇を隠れ家とされている。主がだれであるか、わからない。しかし、そこにおられるのは主であり、われらはそれを見ることができよう」。

「そして、われらは重んぜられないであろう。他の人々については、重んぜられるのに。——われらの先人は、われらに、汝みずからを知れ、といわれなかったであろうか？ 神だけがそれを知り給う。創造主はわれら以前も、われら以後も、自分でお作りになっているわれらは何者であるかをご存じである。事実、神はわれらとともに死なれない、その神は思想を^す続べられている。敵がわれらを殺そうとも、わたしは、すでに、欲するままに、何倍もの復讐を遂げているであろう。ここで語っ

ているのは、独りだが、お前の兄弟アベルはどこかにいるのではないか？」。

これらの日々、彼が書いた手紙のすべてはこんな調子である。一人の人間だけが、神の存在に直接触れているという感情によって、生き生きと貫かれていたのではない。彼は、自分が奉仕している、永遠の勝利を収める諸力を知っていた。彼は、自分に啓示された彼らを認め、彼らの名を呼びかけているのである。彼は、賛美歌や福音書を通じて人間に与えられた言葉に誇りをもっていた。

彼は、現前する主人、父とするかのように、神と対話を交わした。コーブルクの彼の秘書は、彼が独りでお祈りしているところを、こっそり聞くことができた。「わたしは、君がわれらの神であり、君の迫害者を滅ぼすであろうと信じている。もし君がそれをしないならば、君は自分の事柄を放棄したことになるのだ。この事柄はわれらのものではなく、われらはただそうすることを余儀なくされているだけだ。君もまた、自分の事柄を擁護しなければならない」。彼は雄々しい勇ましさでお祈りしているが、彼が奉仕している永遠の神の力の守護を確信しているが故に、その勇ましさは正当なものであった。

彼の祈りは、なお個人的性格を帯びていたが、神性の深い深淵への降下を意味した。彼は、神に聞き入れられたという感情をもつまで、祈りをやめなかった。そのような感情には、人間の心は、あらゆる欺瞞を乗り越えて、そのもっとも神聖な瞬間にぎりぎり到達するのである。「わたしは君のために祈っている」と、彼はメランヒトンに書いている。「わたしは、自分の心のなかに承諾〔アーメン〕のお告げを感じている」。

このような彼の心情の注目すべき表現が歌である。『神は堅きわが櫓^{やぐら}』。この歌の成立が、以前からこの時点におかれて来たのは正しい³⁹⁾。それは、賛美歌 16 番に手を加えたものとして知られているが、しかし、それはただ原型というに過ぎない。それは、敵の充満した世界との戦いにおいて、神の問題を擁護しているという意識に引き籠もった瞬間の作品にほかならない。武器を下に置いたかにみえる。しかし、それは、男らしく、一瞬の勝利を断念したに過ぎない。永遠の勝利のために戦うべきことは判っていた。メロディーは、神に在りて、俗世を軽く見る、その確信において、喜ばしく、勇気に満ちて、いかに高揚していることか！メロディーは、歌詞に一致している。当時の日々の嵐のなかで、それらは一緒に成立したのである。

そして、このような思潮で、ルターは、親しい友人だけでなく、諸侯やその顧問官たちに、勇気をもてと呼びかけたのであった。

彼は、諸侯たちを、純粹の生きた神の言葉を擁護する以外に、なんの責務も負わされていない、と、いって気を引き立たせた。しかし、そこにこそ、むしろ諸侯の榮譽すべてがあるのだ、と。その領国では、侯、あなたは最高の説教師をもっている。それ故、あなたは柔軟な青年期を教理問答書と喜びを生む神の言葉で過ごしてきた。それは樂園であり、神はあなたをその監視人に命じられたのです。あなたは言葉を守るだけでなく、それを保持し、養う。それに対して、それがまた、あなたにとって再び助けとなるでしょう。「おー、幼い子供たちがそれをやるでしょう。彼らは、無垢な小さな舌で、心から天に向かって呼びかけるのです！」

「わたしは、最近二つの驚異を見た」と、彼はザクセン官房長官ブリュックに書いている。「一つは、わたしが窓から外を見ていたときのこと、天の星々、神のすばらしく美しい穹窿^{きゅうりゅう}全体を見渡せたが、親方大工が穹窿をその上に置いた心柱はどこにもなかった。だが、確かにそれはあったのだが。もう一つは、大きな厚い雲がわれわれの上にただよっているのを見た。しかし、その下の大地も、雲がすべっていく滑り台も見当たらず、それは落ちて来ず、清らかな顔をして、われわれに

挨拶し、去っていったのだ。実際、神のお考えは、われわれの考えをはるかに越えておられる——われわれは、われわれの問題が神の問題であることを知るだけであるが、神の問題であるというだけで、われわれの祈りは聞き届けられ、お助けはすでに約束されているのである——われわれが欲する皇帝の平和がわれわれに与えられるならば、皇帝は榮譽をえるだろう。しかし、神みずからが平和をつくろうとお考えになれば、称えられるのは神おひとりである」⁴⁰⁾。

いずれにせよ、ここには、断固たる決意を抱いた、純真な人々を魅了してやまぬひとりの権力者がいた。むしろ、神によって満たされたひととっていいかもしれない。コーブルクのルターは、多分、日頃、個人的に顔をあわせているときに発揮したよりも、はるかに強力な影響を彼の一党に及ぼしたとおもわれる。

毅然とした態度において、他のすべての諸侯も、選帝侯ヨハンに劣らなかった。

リューネブルク大公エルンストは、ここでは「告白者」の通称をえていた。一步後退するかわりに、彼は、これ以後自分の領国において宗教改革を見事に指導していった男、ウルバーヌス・レギウス*と結び付くことになった。エルンストは、アウクスブルクで自分のものとして手に入れた「最上の宝石」として、レギウスを自分の傍らにおいた。

* レギウス Urbanus Rhegius (1489-1541) ……ルター派神学者。はじめカトリックを信奉、1520年アウクスブルク司教座聖堂説教師になってから転向。同市の改革に努む。1530年リューネブルクに赴き、同地の教会規則の制定などに尽力した。

ブランデンブルク辺境伯ゲオルクに対しては、皇帝と国王は、彼が福音派の教えから離脱するならば、彼の問題に愛顧を払うことを約束していた。ブランデンブルク家は、すでに当時、シュレージエンの領地に対する要求をあげていたのである。辺境伯は、皇帝がなしたような種類の提案をすべて拒否した⁴¹⁾。しかし、いまや、少なからず活発に、彼の高貴な、なお熱心なカトリック信者の従兄弟、選帝侯のヨアヒムが、彼に迫ったのである。二人のあいだには、激しい論争が起こった。辺境伯は、違った風なキリストがなおキリストであるかぎり、自分の信ずる教えが誤りであるとはいえない、と確信的に言明している。その教えはただキリストを指示している。自分はその教えを自分自身で確かめてみた、と。この問題に真剣に立ち入らずに、選帝侯は主として、皇帝がすべてのことを以前の状態に戻そうと決心しておられる、とって彼に反対したのであった。辺境伯は、皇帝が自分の欲するままに物事を廃止されようとしている、と反論した。皇帝はそれをなされるに違いない。しかし、そうされる皇帝を助ける必要はない、と。選帝侯は、辺境伯になにが賭けられているか、考えたことがあるかどうか、を尋ねた。彼はこう答えている。「わたしが領地から追放されると噂されている。わたしは、それを神に委ねたい」⁴²⁾。アンハルト侯ヴォルフガンクは、ごく僅かな権力しかもっていなかった。彼はまさしく節度正しく述べている。自分は良き友人や主人のために文字通り多くの旅行をしました。わたしの主キリストは、わたしが敢えてしたことには値するお方です。「博士よ」と、彼はエックにいつている。「戦争が起こったと考えてご覧なさい、わたしたちの側にも戦う人々がいるのです」⁴³⁾。

他のひとびとの思潮がこのようであったとき、勇気に満ちたヘッセン方伯が、なにかによって買収されることがありうるだろうか？ ヘッセンの年代記者ラウツェの語るところによると、信仰告白の提出後、方伯は高い山上におくられ、俗世の富が示された。——すなわち、ナッサウ、ヴェルテンブルク問題について、有利な取り計らいがなされるであろう、というのである。しかし、彼はこれ

らすべてを拒否した⁴⁴⁾。ある日、彼は、皇帝が話をしたがっていること耳にした。いつものように、ちゃんと準備して、早速彼は王宮へ出向き、皇帝に対して、自分が守っていない点を指摘してほしいといった。皇帝は二、三の点を指摘した。方伯は、皇帝を満足させようと釈明した。主要な問題点は、皇帝が彼に、信仰の諸箇条において臣下としての服従を示すことを要求したことであった。それに従わねば、自分は皇帝として、ふさわしい措置を取るであろう、と。しかし、約束以上に、脅迫は彼になんの作用もしなかった。そのうえ、彼の権力にふさわしい地位を与えていない帝国階層諸身分の集まりに出席することが、日々煩わしくなっていた。彼は、皇帝に退場する許可を求めたが、許可は下されなかった。にもかかわらず、方伯フィリップは同夜、そこを立ち退いた⁴⁵⁾。遠く立ち退いてから、彼はザクセン選帝侯に保証して、こういつている。自分は自分の生命、財産、領地、人民をあなたと神の言葉に一任するつもりです、と。「諸都市にいえ」と、彼は顧問たちに書いている。「自分たちは女ではなく、男だ。困ることは一つもない、神はわれらの側にあるのだから」と。

そして、事実、都市たちは、そのことで方伯を恥とはみなさなかった。「われわれの考えでは」と、ニュルンベルクの議会派遣代表委員は書いている。「これまで神の恩寵よりも皇帝の恩恵の方を高く評価する考えから離れられませんでした。神の方が、いまからは永続性を与えられるでしょう」。市長も市参事会員たちも、代表委員のように考えるにいたった。

もっと遠方の方でも、別の人々がこれらの出来事を同じような見方で見ていた。「畏れながら」と、マグデブルク市参事会員たちはザクセン選帝侯に書いている。「殿下は、全キリスト教徒の問題のために、救世主の軍旗のもとに、困難な戦いに立ち上がっておられます。われらは、日々、主なる神の忍耐とお力付けを願っております」。

このようにして、ドイツの問題はすでに決定的な様相へと発展していた。帝国の全権利を自分たちのものとし、皇帝と結び付き、古いヨーロッパの諸勢力と同盟した多数派に対して、少数派は、なおばらばらで、形をなしていないが、しかし、宗教的決意に満ちて、対抗しようとしたのであった。

皇帝を頂点に戴く多数派は、武力を行使しようと考えていたようにおもわれる⁴⁶⁾。すでにイタリアでは、軽騎兵を徴募する交渉が行われている⁴⁷⁾。少数派は、なお戦争する確たる意図はもっていなかった。それが避けられないであろうとおもってはいたが。

しかし、暴力への措置に踏み切ることは、諸身分多数派にとっても、きわめて危険なことではなかったろうか？ 彼らは、自分自身の臣下に安全を覚えていなかった。また、まさにここぞという瞬間にトルコ兵の襲撃が双方を脅かすかもしれない、というマインツ選帝侯に浮かんだ危惧の念が、一般的な空気となった。平和派が最初から意図し、そのような決議への賛意をひろげようとしたように、両派のあいだを調整しようという試みが、さし当たってなされることになった。

帝国諸身分間の調整交渉

8月16日、調停会議がはじまり、双方から二人の諸侯、五人の学者、すなわち二人のローマ法の博士、三人の神学者が参加し、それは、まもなく有望な進行をたどるにいたった。本来の教義上の論争点は、この席では、なんら克服し難い困難とはならなかった。原罪の箇条については、エックは、メランヒトンが示したところに賛成した。メランヒトンは、攻撃を受けている自分の定義が、古

くからスコラ学者がしてきた表現の大衆的表現にすぎないと説明したのである。「信仰のみによる」義認の箇条については、ヴィンピーナがはっきりと説明している。いかなる人間の業も、神のお恵みなくして行われた場合には、なんら益なし、と⁴⁸⁾。彼はただ、神の愛と信仰の結び付きだけを要求している。彼は「のみ」という言葉を使ってはいないにしても、である。しかし、プロテスタントは、この意味に固執しはしなかった。彼らは、それが抹消されるのを、ひそかに喜んでいて。以前から彼らが考えていたのは、神との和解は、外面的表象によってではなく、内面的献身によって起こりうる、ということであったからである。それに対して、エックは、カトリックの側で贖罪にさいして要求する善行というのは改心以外のなにものでもない、と説明した。もちろん、プロテスタント側としても、善行の必要性に対して反対すべきなものもない⁴⁹⁾。ミサ犠牲のむずかしい点についてさえも、お互いにより近寄って、多くの議論がなされた。エックは説明している⁵⁰⁾。ミサ犠牲は、十字架上で起こったことを思い起こさせる秘蹟的しるしにすぎない、と。いずれにせよ、聖餐におけるキリストの現在については、争われなかった。プロテスタント側は、真実らしくだけでなく、現実キリストが現在すると告白することに、喜んで応じた。この付加的説明は、すでにアンスバッハでの信仰告白の文章に見られたところである。

実際、論争を永続化させたのは、教理の基本的概念についてではなかった。ルターは、以前からラテン教会の古き教理概念の底に横たわり、後世の教会階層制システムとそのとめどもなく増え続けた誤用によって覆い隠されてきた原理を再び目覚めさせ、意識にのぼせたにすぎなかった。このようなずれは、いつでも様々な意見が併存してきたように、お互いに容認できることであった。分裂そのものは、むしろ制度とその適用の仕方であった。

そして、その点でプロテスタント側は、彼らなりに、可能な限り多くの譲歩をした。彼らは、教会と学校におけるよきしつけが分裂の結果困難になったこと、諸侯による教会統治が十分に管理されておらず、あまりにも費用がかかりすぎることを認めていた。プロテスタント神学者、諸侯は、福音が自由に宣教されるということを前提として、司教たちに教区裁判権、聖職者に対する裁判権、教区司祭に対する監督権を返還する用意があると宣言した⁵¹⁾。彼らはまた、断食を監督する意向をもっていた。なぜなら、それは神への礼拝ではなく、よき秩序を保つ意味しかもたないから。さらに、告解については、とくに慰めを必要とする場合には、すべて告白するようにと人民に指示するつもりをもっていた。

これらの提案は、事実、もはや期待できなかったような教会の外観を修復する意味を込めたものであった。

また、没収された修道院財産の返還問題が和解を妨げている、という非難も繰り返されてはならない、とされた。たとえプロテスタント側が、教会は修道士の上ではなく、司教たちの上に建てられるべきであるという理由から、二、三の修道院を没収したが、それよりももっとひどい強奪を受けた——たとえば、のちに詳しく述べるような皇帝によるユトレヒト司教区の占拠がそれである——と非難したとしても、結局は、ザクセン選帝侯は没収したすべての修道院を係争物保管下に置くことを提案した。地域の貴族中の名望家からなる保管人は、公会議が決定を下すまで、修道院財産からなにもものも取り去ることをしない、と皇帝に誓わなくてはならなかった⁵²⁾。

このように、プロテスタントたちは、もう一度、ローマ教会制度、帝国の多数派に広範に接近した。彼らが引き留められないとは、ほとんど考えられなかった。

他方、多数派の代表委員の一人も、それに対して、プロテスタントに非常に近付いた。彼は、将

来の公会議においては、古教会において行われたように、司祭の結婚の承認が文字通り全般的にえられるかもしれないという希望を表明している⁵³⁾。両種の聖餐が承認されることについても、彼はなんら懸念を示していない。

お互いにこのように近付いたのであるが、こうした一連の慣習の違いの根本にはなにがあったのだろうか？ そして、そのために、帝国と国民の統一、その相互の平和を放棄しなければならなかった根本はなんであったのだろうか？

最後に、そうせざるをえなかったのは、主として、カトリック側の代表者が思うままに振舞うことができなかつたところから来ているとおもわれる。すでに知っているように、問題は教皇庁において協議され、決定されていた。教皇特使カンペジォは、さし迫った時点で、皇帝にそのカトリック的熱意を燃え立たせ、教皇庁の視点に立ち帰るように説得するのに躊躇しなかつた⁵⁴⁾。彼の教理によれば、教会の秩序すべては聖霊から導き出されたものであった。彼はこの考え方で諸身分代表に働きかけた。結局、諸身分代表者たちは、プロテスタント側に、公会議の裁定が下るまでは、結婚した司祭を任命しないように要求した。彼らは告解強制を主張して譲らなかつた。また、彼らは、ミサにおける典礼文祈祷の省略や、プロテスタント地域において行われている私唱ミサの廃止についても、是認しようとはしなかつた。最後に彼らは、プロテスタントの説教において、一種〔パンだけ〕の形での聖餐の享受も、両種の聖餐と同様、正しいものであると声明するように要求した。

これらはすべては、1529年の要求と同様、すでに始まっていたプロテスタントの組織形成を壊すものであった。ようやく得かかっていた確信が、これによって、再び根本から揺るがされることになる。プロテスタントは、一種の形での聖餐の享受を呪詛しない用意があつた。しかし、彼らは、一種の形の聖餐を自分たちの両種の聖餐と同じく正しいと宣言する決心がついていなかつた。「なぜなら、キリストは両種を制定なさつたのだから」。そして、彼らは、自分たちが秘蹟の概念に矛盾するものとしてあれだけ激しく反対してきた私唱ミサをどうして再び導入すべきであろうか？ それは、正当なこととして始め、事実そうだと確信している自分たちの仕事を再び壊すことになるであろう。

交渉がすすめられる一歩毎に、ひとびとの立っている基本観念の大きな違いが明らかになっていった。カトリック側は、教会権威の定めたこと——せいぜい一時的例外として認められてきた——を基準と見なした。それに対して、プロテスタントは、信仰と生活の基準を聖書のみの中に求めた。彼らは、ローマ教会の特殊性を、ただ条件付きで、文字通り避け難いとおもわれるに限り、認めようと欲した⁵⁵⁾。前者は、あらゆる外部的教会秩序をすべて神の法から導き出してきた。後者は、そのなかにただ人間的な、撤回可能な制度を見出した。プロテスタントが、教皇制を地上的、人間的、それゆえせいぜい限定的制度として承認する傾きがあつたとしても、それによって、自分たちにとって、たいして益になるわけではなかつたが、カトリック教会の宗教概念にとっては、教皇制は、キリストの代理という神の法にもとづくものであつた。

そして、和解の諸条件を確定したと、ある程度了解したときでさえも、それを実行することはいかに困難なことであつたらうか！ 司教制の再導入ひとつ取ってみても、いかにでこぼこの状態を引き起こしたことであらう！ 新しい教会の性格は、まさに下級聖職者の独立性と彼らの領邦権力との直接的結合に立脚していた。すでにそれ〔司教の再導入〕に対して、都市の反撥が起つていた。ニュルンベルクは、自分たちは司教の支配下に再び服するつもりはないと表明している⁵⁶⁾。

最初の交渉が失敗におわたつたのち、8月末、もう一度、双方三人の委員からなる小委員会が設けられた。しかし、彼らの発言に付き合う必要はないであらう。彼らは、以前到達した点をもう一度繰

り返しているからである。

なお接近しようという個々の試みがなされた。あるアウクスブルク市民の家の庭で、ブラウンシュヴァイク大公ハインリヒは、選帝侯の息子ヨハン・フリードリヒと会見している。聖モーリッツ教会では、バーデン辺境伯の官房長が、メランヒトンを伴って来ていたザクセン選帝侯の官房長と会合し、それは、しばらく続いたが、なんらの結論にも達しなかった。

プロテスタント側は、宗教的信念が許す限りの、広範な譲歩をした。しかし、それは、もう限界に達していた。その内部から、なされた譲歩に対して反対さえ起こった。もはや毛ほどの幅も踏み出すことはできなかった。またこの交渉について、選帝侯ヨハンは神学者に対して、問題だけを念頭に置き、彼や彼の領地のことはなんら考慮するな、と指示したといわれる。

他方、教皇に縛られた側も、それ以上の譲歩をするつもりはなかった。

皇帝の交渉

皇帝としては、帝国議会をこのような行き違いのまま解散させることに同意するわけにはいかなかった。彼は、このままでは、より大きな悪事や許し難いことが果てしなく起こるであろうという心配で一杯であった⁵⁷⁾。

彼には、すでに数年来、キリスト教世界の全欠陥が癒される公会議の考えが浮かんでいた——そのなかで、これまで教皇クレメンス七世がなんら関知しようとしなかったことであるが、皇帝権の理念と宗教の理念とを一致させようと考えられた。1529年の交渉では、皇帝の使者は賢明にも問題には触れず、皇帝は、公会議から生ずるであろう不穏事や無秩序を考慮して、なんらそのことをお考えになっていない、とさえ言明したのであった⁵⁸⁾。ボローニャでも、それについては再びちょっと語られただけであった。しかし、いまやアウクスブルクでは、プロテスタントが問題を持ち出しただけでなく、カトリック諸身分層までがその開催を迫った。皇帝は、自分自身の観点を再び持ち出して、公会議開催の主導権をにぎろうと決心し、そのことを教皇に書いた⁵⁹⁾。そのさい彼は、自分は完全にカトリックであると表明し、プロテスタントが我慢して受け入れるような、教皇も提案をはねつけることができないような、完全に教会的性質の諸条件を提起した。〔そういう条件で〕彼は教皇に、信仰の問題のための教会会議を設けさせようとしたのである。アウクスブルクでは、二、三の者が反対した。もちろん、二つの根拠からである。一つは、最初に提案された公会議を非難したひとびとが、この新しい提案に従うとはおもえない、と。トルコがいつ襲来してくるか判らないし、他方では、危険がましつつある国内問題に全神経を集中しなければならないという理由で。そのうえ、帝国議会に参加していないその他の諸侯たちが公会議に参加を決心するにいたるには、あまりにも多くの時間を食うであろう。それが果たして、役に立つであろうか？ 代表委員たちの大部分は、次のように考えていた。公会議の開催は約束されるであろうが、しかし、皇帝自身が提案した諸条件の下においてであろうし、プロテスタントはその革新性を断念させられるであろう、と。一般的な印象は、教皇がよろこんで問題に一、二の譲歩を与え、公会議にいたる以前の状態にドイツを返すことに満足するであろう、というものであった⁶⁰⁾。しかし、はじめのときの発言に拘束されて、教皇は公然とは反対しなかった。彼は皇帝に、問題をもう一度、あらゆる面から考慮してほしいと要請した。しかし、現地に臨まれ、かくも良きカトリック教徒であられる陛下は、公会議の開

催を避け難いと思なされたのでありましょう。わたしも、申し出られた条件の下でのみ、プロテスタントたちが聖なる母教会の儀式、協議に復帰することに同意するものです、と。公会議の最適の場所として、彼はローマを提案した⁶¹⁾。

皇帝は、この返答には非常に不満であった。なぜなら、そこから、教皇が要望された公会議に一般的に不賛成か、あるいは、よろこんでそれをしようという決心がつかないでいるか、そのどちらかだということが、うかがわれたからである。そこで皇帝は、特使に向かってより詳しく要求を説得した。ルター派についてだけでなく、全般的問題の改善のために公会議が必要なのだ、と彼は述べた。トルコの攻撃が起こった場合には、共同の防衛措置を取るために、公会議はまさにうってつけの会合となるであろう。彼はできるだけ早く招集するようにと願った。特使は、文書発送から会合までには二年がかかるであろう、と考えていた。皇帝の方は、6ヶ月ないし8ヶ月、長くて1年の準備期間を認めようとおもっていた⁶²⁾。事柄をできる限り教皇の考えに沿って準備するため、皇帝は、9月7日、公会議の開催を通告したが、ただし、そのさい、「会議は来年の半ばに、皇帝、諸身分、キリスト教会全体にとって等しい形でもたれることになろう」と付け加えている。

カール五世は、進行しつつある事態に逆らった自分の命令が聞き入れられると実際に信じていたのだろうか？ 彼にとって、プロテスタントたちの気持ち、意向が常に閉じられたままであったのが、明らかになった。問題はこうであった。プロテスタントたちは、帝国政府の考える公会議を要求したのであり、それまでは自分たちの状態を全体的に維持することを欲したのであった。いまや彼らに、ローマ、および皇帝は公会議の招集を提案したわけであるが、しかし、会議が開会されるまでは、これまでの秩序を守るように彼らに要求したのであった。彼らとしては、それを呑むことができるであろうか？ 彼らは答えた。「この要求に従うことは、神と良心に反することである。そのうえ、われわれは法的にもそれに従う義務はない。より以前の帝国決議において、公会議が了承された。その場合、今回のような条件は述べられていなかった。前回のシュパイヤーで多数派がこの点について決議したことについていえば、それに対してわれわれは嚴重に抗議したのであるから、それはわれわれを拘束することはできない」と。口頭の申し渡しにおいて、皇帝は彼らを「分派」と表明したが、それについて彼らは真剣に抗議することを怠らなかった⁶³⁾。

皇帝はもう一度彼らに書簡をおくり、「抗議」は無効であり——その主張の根拠には立ち入っていない——したがって、少数派はまさしく多数派に従わねばならない、と主張した。同時に彼は、カトリック側の代表者たちが、この段階にいたっても、なおひたすら妥協的であるのに驚いている。その返事⁶⁴⁾においてプロテスタントたちは、宗教問題についてはもはや議論していない。彼らは皇帝に、ただ自分たちの法的立場を明確にしようと努めている。自分たちは、1524年と1526年の帝国議会の決議を頑として譲るまいと決心しており、そのような決心をいかなる多数派といえども彼らから奪うことはできないであろうが、彼らは単に外的平和を願っているだけである、と皇帝に反論した。この種の返答は避け難いことであったが、皇帝はそれによって少なからず気分を悪くした。彼はプロテスタントたちに、自分としては君たちの返答を「著しい不快感をもって」聞いた、と知らしめた。「彼らは自分に」と、彼は使者を通して教皇へ書いている⁶⁵⁾。「ひどい過ちを返答して来、それについて自分は考え込まざるをえなかった」と。このときすでに彼には、武力を行使しなければならぬであろう、という見通しが上って来ていたが、なお、自分が個人的に乗り出せば、なにか成し遂げることが可能かもしれないとおもった。「そうすれば、それだけ益々、すべてが正当化されるであろう」と、彼は上述の教皇宛て書簡に書いている。「わたし自身が、わたしが直ちに実行に

移したいことについて、彼ら全体、あるいは個々人とであるにせよ、彼らと話し合うことが、いいようにおもわれる」と。一日、彼は、プロテスタント諸侯たちと個人的に交渉するため、彼らを自分の居間に召し寄せた。彼は彼らすべてに、出来る限りの好意と友好的態度を示した。知られてる限りでは、彼は、彼らを説得するために8時間、ないし9時間を費やしたといわれる。彼が語ったところは、ただその要約が伝えられているだけである。そのさい、教会からの離脱問題が話し合われたことはありうることである。それ以上に主要に話し合われたのは、帝国法の問題であった。プロテスタントが、自分たちの承認した帝国議会決議を楯とし、それに責任を負うかの如き態度を取りながら、にもかかわらず、帝国議会決議に反するような控訴に固執するというのは、矛盾ではないかと皇帝は指摘した⁶⁶⁾。皇帝自身は、シュパイヤーの二回にわたる帝国議会を混同したのではなかろうか？あるいは、それは、報告書の誤解なのであろうか？カール五世は、そのさい、信仰問題には控訴はありえず、皇帝に服従することを要求した。彼らは、それに対して、すべての事柄については服従する用意がある、ただし靈魂と良心に関する事項を除いては、と声明した。世俗的服従と宗教的信念のあいだの分裂は、個人的斡旋^{あっせん}によっては、なんら乗り越えられなかった。この問題が彼をいかに腹立たしいおもいにさせたか、ほとんど書くことができないと、あるときカールは語っている。彼、ラテン・キリスト教会の理念に固執した彼は、彼の反対者すべてに勝利しようと欲していた。彼の名誉欲は騎士的性質のものであったが、彼は、その騎士道ではなくて、彼には全く理解できない振舞いに巻き込まれている自分を発見したのであった⁶⁷⁾。

事実、彼はあらゆる手段を尽くしたいま、武器を手にしなければならないと信ずるにいたった。すでに上述したローマ宛の書簡で、彼は述べている。「いま最大の果実をもたらすことができるのは、武力です」。諸身分多数派に対しても、彼は打ち明けている。信仰の本質を害するようなことについては、自分としてはなんら譲歩はできなかったのも、また、あらゆる宥和的行為もなんら役に立たなかったのも、必要とされるすべてをなすために、諸身分の援助と助言をえて、自分の身体と財産をなげうつ覚悟である、教皇や他の君侯にもこの目的のための援助を求めつもりである、と。

帝国議会開会のときから、彼の枢密顧問団はこの考えにとらえられていた。プロテスタントが、皇帝の判断にも、ひとびとが欲する公会議の考えにも従わないという態度を頑固に維持するというのであれば、特使とともに、武力行使を進言するほかはない、とおもわれた⁶⁸⁾。

ローマでは、皇帝の努力が無駄におわったということが知らされたとき、決定的な成果が期待されていただけに、深い悲しみに包まれた。枢機卿会議では、ただ一つの声だけが聞かれた⁶⁹⁾。すべての枢機卿が抱いた考えは、いまや古き異端に代わって、新しい異端が登場してきたということであった。なぜなら、誤りは見解ではなくて、意志のなかにあるからである。ただカトリック諸侯の権力と武力だけがそれを翻え^{ひるが}さすことができる。彼らは、皇帝が剣を握まなければならない、という見解で一致した。ロアイザは、良心と名誉が命ずるところであるから、静穏さを捨て、神に奉仕する労苦を自分のうえに引き受けるようにと、皇帝に勧告した。彼は、真の武器、すなわち「戦争」という手段を取るのに無為に時間を空費してしまったコムネロスの反乱*のことを思い出していた。

*コムネロス *comuñeros* の反乱……カール五世がスペイン王位に就任した直後、1520年5月、カスティリア諸都市が誓約団体(コムニダー)を結成して、重税の撤回、身分制議会の権限強化を要求して起こした反王権闘争。1521年4月、国王軍によって鎮圧された。

ただこの問題に熱心に取り組んできた告解聴聞師だけは、この場合、重大な困難があることを忠

告した。〔福音派の〕領主は多く都市と同盟を組んでおり、それをスイスが後押しをしている。だれがフランスがおとなしくしているといえるであろうか？ だれが、トルコの来襲が迫っていないといえるだろうか？ 彼の助言には、特別な柔軟さが示されている。彼がもっとも好んだのは、皇帝が、この問題を善意と権力によって解決し、栄誉を手にすることであった。これが達成されなかった場合に、はじめて公会議が推奨される。なぜなら、それからひとしく、聖界、および俗界身分のカトリック教徒の大きな改善がもたらされるからである。しかし、教皇がこれを拒否すると、彼は皇帝に謝罪した。なぜなら、教皇は、離脱者の靈魂が地獄に墮ちるかいなかに心を痛めることなく、彼らの服従だけを欲していたからである⁷⁰。

ドイツの諸身分多数派から、皇帝は多くの援助を期待できなかった。彼らは常に弱く、優柔不断のように見えた。彼らの特別な利益が問題にならない限り、信仰の問題は彼らにはわずかな印象しか与えなかった。皇帝に無条件に加勢して、諸身分階層の他同僚に対して戦争することを、彼らは考えなかった。トルコの攻撃が、いまや始まろうとしている内戦に遭遇した場合、なにが起こるであろうか？ その場合に恐れねばならなかったのは、福音派ドイツ諸侯たちの領域において全面的蜂起が起こることであろう。旗を掲げる以外、なにもする必要がなかった。スイス人がドイツ都市の救援に駆けつけるであろう⁷¹。特使が皇帝にこのことを説得しようとしたが、無駄であった。敵意への傾斜とその結果に対する憂慮とのあいだを動揺する傾向に対応して、諸身分は、もちろん戦争の見込みを含みながら、しかし、さし当たっては、それを延期するという決議案を提出した。プロテスタントには、さし当たって〔明年〕5月5日まで、調整のつかなかった条項について再考慮の時間が与えられる、というのである。

この決議案はまたもや印刷に付されたが、それがプロテスタントの自尊心を傷付けた⁷²。その文中に、なにびとも彼ら「分派」に強制されてはならない、とあったのである。語句と内容ともに、福音派にとって憎むべきものであった。その内容は、彼らがただでさえ服従しまいと考えていた規則を含んでいた。たとえば、再考慮を許された期間内においては、信仰の問題についてなんら新しい信仰に関する印刷物を発行してはならないとか、修道士に告解聴聞やミサ奉献をみとめるべきである、といった規定が含まれていた。その果てには、〔メランヒトンの〕「信仰告白」は、聖書の良き根拠に反している、とさえ述べられていた。プロテスタント側がこの決定を認め、それに署名するならば、彼らは自分で自分の首を締めることになる。ためらうことなく、彼らはそれを拒絶した。彼らはその拒絶の詳しい根拠を述べるなかで、自分たちは決議案の誤りに対して反証するとともに、この機会に、皇帝に自分たちの「信仰告白」の擁護論を提出したい、と主張した。その主要点では、この擁護論は「信仰告白」と同種のものであった。しかし、わたしが誤っていなければ、擁護論の編纂の仕方、その内容は、カトリック教義から大幅に遠ざかった意味のものになっていた。

この〔決議延期の議案〕をめぐって、彼らはいま一度、嵐を持ちこたえねばならなかった。ブランデブルク選帝侯ヨアヒムは彼らに告げている（9月23日）。自分たちがこの決議を受け入れないならば、この決議を通すため、皇帝ならびに諸身分は、その身体、財産、領地、人民を賭けようと決心しているのだね、と。皇帝は宣言した。これ以上の変更は、わたしは許さないであろう、と。プロテスタント側が決議を認めるならば、それでよし。もしそうでないならば、皇帝として、他の諸身分を糾合して、遅滞なく、「分派」の掃滅をはからざるをえないであろう。

しかし、初期の脅迫がなんらの効果も生まなかったのも、今回の脅迫もなんらの印象も与えなかった。同盟というものにおける強い誠実さがはねつけてきた宗教的要素——それは、同盟締結の誠実

さとは同質のものではなかった——が、それが排除されたはずの同盟体制に、まさにゆるがぬものとしての特質を付与したのである。

かくしてあらゆる接近の試みは失敗におわった。少数派は、自分たちの立場を堅持しよう、自分たちに反対してなされる企てをなすがままにさせておこうと決心したのであった。かくしてひとびとは分離していくほかはなかった。

ザクセン選帝侯が政治的に、皇帝に対して反対する気質をもってたと信ずる者があるとすれば、それは非常な誤りであろう。皇帝や他の領主たちと別れなければならなかったのは、彼の心を悲しませた。しかし、そうするほかはなかった。最後に、彼が帰国する時がやってきて、辞去の挨拶をするため、皇帝のところへ赴いた。「伯父貴、叔父貴」*と皇帝はいった。「わたしは、殿下に対して間違っただけをしませんでしたよね」。選帝侯は、それに対してなにも答えなかった。彼の目には、きらきらとした涙が溢れていた。彼は言うべき言葉を見付けられなかったのであろう。かくして彼は宮廷を、そしてアウクスブルク市を去ったのである⁷³⁾。

* 年長者への呼びかけの語であろう。

皇帝に与えられた助言のなかに、次のようなものがあった。とりわけ、なんらかの手段によって諸侯を獲得する。そして、その次に、彼らの援助をえて、都市に対して武力を行使する、という意見である。カスティリアでは、それでうまくいった。しかし、ドイツではそれは実行不可能である。都市戦争の時代はすでに過ぎ去っており、宗教的不和が最高の帝国権力者たちをとらえていた。シュパイヤーでは、その不和はただ諸侯たちのあいだを引き裂いただけであった。いまや皇帝が加わり、それに巻き込まれていった。これまで、和解への展望が皇帝を包み隠していたが、いまや彼は白日のもとにさらされることになった。

都市自体もまた、一致団結するところからはるかに遠かった。全部がプロテスタント化したわけではなかったからである。最初はロイトリンゲン、次いで漸次、ケンプテン、ハイルブロン、ヴィンズハイム、ヴァイセンブルク・イム・ノルトガウが、ニュルンベルクに同調した。他の四つの都市シュトラスブルク、メミンゲン、コンスタンツ、リンダウは、これまでスイスの聖餐理論^{くみ}に与していたが、彼ら独自の信仰告白、いわゆる「四都市信仰告白（テトラポリターナ Tetrapolitana）」を提出したが、それは、のちに見るように、プロテスタンティズム内の歴史にとって、重要な内容をもつものであった⁷⁴⁾。彼らに対して、皇帝はカトリック的反証を読み上げさせたが、もちろん効果はなかった。シュトラスブルクは、ニュルンベルクその他の都市と同様、決然たる勇気を示した。ルター派とカトリックのあいだに、意図された和解が成立した場合には、四都市は少なからざる苦境に陥るはずであった。皇帝が彼らに対してドイツ国内で武装し、またイタリアから軍隊を彼らに差し向けているという噂がながれ、二、三の帝国諸侯からそのように知らされた⁷⁵⁾。しかし、アウクスブルクの事態がどのようにすすむにせよ、彼らは、始めと同様、なんら怖れはしなかった。

皇帝が9月24日、次のことを提示できたのは、その他の都市に対してであった。すなわち、ザクセンとその同調者たちが、基本的には自分らにとって有利なはずの決議案を、主として決議案中に、彼らに修道院領の返還を勧める項目があるという理由で、はねつけたのが、いかに不当であるかという話である。さらに、続けていう。自分は、事柄に結末をつける決意である。他の諸身分諸君と同様、生命と財産を投げ出す覚悟であると約束し、諸君もそうしてほしい、と述べた。都市代表者たちは、上司に相談させてほしいと嘆願したが、皇帝は即答を迫った。

それに応じて、なおカトリックにとどまっていた大小の諸都市、ロットヴァイル、ユーバーリンゲン、ケルン、ハーゲナウ、そして、レーゲンスブルクさえもが、なんら疑念を抱かずに、皇帝に与^{くみ}することになった。

それに対して、少なからざる混乱に陥ったのがその他の都市であった。彼らはこれまで「信仰告白」に譲歩をしていたが、皇帝や多数派の反対に走る——その可能性は高かったのであるが——ことをしなかった。彼らは、決議を受け入れることによって、「信仰告白」に反対を声明することになり、彼らの同信者と決闘することを余儀なくされることを考慮に入れた。次から次へ、フランクフルト、ウルム、シュヴェービッシュ・ハル、最後にアウクスブルクが拒絶を声明した。アウクスブルクでは、考えられるように、皇帝の所在が大きな困難を生んでいた。ここではごく稀なことであったが、すべてのツンフトが構成員を出している大参事会の招集が必要と考えられた。しかし、大参事会が否定するには、あまりにも深くプロテスタント精神が市民のなかに浸透していた。皇帝の眼前で、アウクスブルクは決議案の受け入れを否認したのである⁷⁶⁾。

いまや十四の都市——そのなかに、まさにもっとも裕福で、繁栄していた都市——シュトラスブルク、ウルム、アウクスブルク、フランクフルト、ニュルンベルクが決議に反対するにいたった。少数派は、始めに見られたような、取るに足らないものでは最早なくなっていた。その間、皇帝は、帝国を体現している多数派と、一、二の特別な事柄について交渉していた。とくに対トルコ援助と聖職者からの苦情取り扱いの問題についてである。

教皇が〔ローマ〕王フェルディナントに、ドイツとオーストリアにおける〔回復された〕聖職者の財産〔処理を一任するという件〕について打ち明けていた認可は、執拗に拒否された。まず始めに、聖職者たちは、教皇による認可を断固認めるつもりはないと声明した。次いで、議会全集会者がこの問題を自分たち全体の問題とした。グランヴェラの「覚え書」の一節に、「彼らは、事態が変わらない場合には、なんら対トルコ援助を果たすつもりはない」と記されている。帝国においても、オーストリア世襲領においても、このような教皇の越権行為は許されないであろう⁷⁷⁾。グランヴェラはこのことを王に認識させ、フェルディナントは実際に教皇教書を失効させる決心をしなければならなかった。

このようにして始めて、対トルコ援助が承認された。もちろん、皇帝が欲したような、根気強いものではなかった。そのような根気強い援助は全キリスト教世界の参加によって、始めて可能なものであると諸身分は述べている。だが、そうした言葉にもかかわらず、皇帝には、全部としては著しい数の、1521年のローマ遠征のときよりも一段と多い数の緊急救援が認められた。歩兵4万、騎兵8000の救援部隊で、出征期間は6ヶ月であるが、その期間は必要とあらば、延長可能とされた。救援は金ではなく、人員供出の形で行われ、その配分は帝国クライスに応じてなされた。

提出された諸文書からうかがわれる帝国議会の主たる目的は、過去数年間多くの騒ぎを巻き起こしてきた聖職者身分と世俗身分とのあいだの確執を解決するところにあった。聖職者身分は、これまで非常に激しく苦情をいわれてきたが、いまや彼らもまた自分たちの苦情を申し立てるようになっていた。以前ならば、それは激しい争いを引き起こしたであろう。しかし、いまや、相互の敵意は、もう一つの〔福音派に対する〕共通した敵対意識に席をゆずり、双方からの成員からなる委員会が設置され、実際に妥協を成立させ、皇帝はそれを、基本法として帝国に告示させることにしたのであった⁷⁸⁾。

また、百箇条の「苦情書 Gravamina」もこのさい再びおもい出された。世俗諸侯たちは、いつも

のことであるが、自分たちの決議に固執して、「苦情書」を新たに提出した。教皇特使はそれについて交渉する権限を与えられていなかったため、皇帝が、それを自分の使者を使って、ローマを刺激すべく、そこへ送る役目を引き受けた⁷⁹⁾。

ほとんど苦情の廃止が承認されたように見え、かの基本法さえもがある程度の権威をもつように見えた⁸⁰⁾。しかし、その後生じたより強力な改革のまえに、それらに対する関心は消滅した。

協議の最重要対象として残っていたのが、これらの決議を非難している諸身分の他のメンバーに対して、皇帝および多数派がいかなる態度を取るべきか、という問題であった。繰り返しての討議の結果、多数派がたどりついたのは、皇帝がヴォルムス勅令にもとづいた新たな宗教勅令を発してはどうか、という結論であった。ザクセンとその同調者がこれに服従することを拒めば、皇帝は彼らを召喚し、それにふさわしい罰のあることを知らしめ、それを執行する、というのである。

次いで、この意味に沿った帝国議会決議案が実際に作られた。

皇帝は、そのなかで、ヴォルムス勅令を実行するという堅い決意を表明した。それからの背反者として、ルター派、ツヴィングリ派、再洗礼派をあげ、彼はそれらすべてを非難している。彼は、廃止された慣例、非難された教義を一つ一つ適用するように厳命し、聖界諸侯の正当性を改めて確認した。不服従に対しては、皇帝の司法当局が裁判を起し、ラントフリーデの規定によって、帝国追放の罰を執行するであろう、とも。

同時に、全般的な公会議を招集するという計画も前面に押し出された。もちろん、カトリック諸身分と最後には了解にたっした決議には、プロテスタントたちに提示され、それらによって拒絶されたものよりも、より包括的、かつ断固とした規定が盛り込まれた。始め、公会議は誤った慣例や苦情の廃止を目的として設置されることになっていたが、いまや、分裂という誤りの克服が語られるにいたっている。もはや単なるキリスト教会の改革だけでなく、キリスト教信仰の管理が問題にされている。教皇が公会議を招集するということが明確に述べられたのは、決議の第二草案になってからであった⁸¹⁾。なぜなら、この草案にさいしては、もはやプロテスタントの反感を気にする必要はなくなったからである。決議が実際に成立したときには、カトリックの考えが支配的に押し出された。皇帝は、公会議の招集は6カ月以内に行われるであろうと約束した。それから1年して、実際の集会がもたれることになるというのである。

クレメンス七世は、われわれが知っているように、たださし当たって、プロテスタントの仮の服従を前提として、賛成していた。彼はいまや決定的に賛同し、それに言葉を与えるべきではなかったらうか？

教会として認められる最後の草案になっても、彼には賛同の言葉を与えることは果てしなく難しかった。

なぜなら、言葉にしたいという身振りが示すように、その〔公会議の〕要求は、文字通り、公会議の理念が以前からローマ教皇庁では憎まれていたということと関連していた。いかにしばしば、教会の頭と肢体の改革ということがいわれたことであろう！公会議は教皇に優越する、という古い発言の更新がほかならず期待されていた。また、それによって皇帝に権威の増大が付与されるかもしれないというのが、妬みを含んだ憂慮を目覚めさせた。皇帝がその影響を自分のために誤用するのは、いかに容易なことであろう。彼がなすべきことをなしたとしても、そこからローマ教皇庁にとっては良いことはなにも一つ生じないであろう⁸²⁾。教皇は、新しい要求を聞き取ったとき、心の底から溜め息をついた。彼はかつてそのことをかなり粗野な形で表現した。彼はキリストの血（彼は既存の

教会のことをこういつていた)を数人のドイツの飲んだくれの侵入にさらすべきであろうか?——彼は逃げ出すほうを好んだ。そうすれば、他の教皇が選ばれるであろう。ただ一人の代わりに、一ダースの教皇が入手されるであろう。概してクレメンスは、自分の死のまえに飲む聖餐杯は、もっとも苦いものになろうと考えていた。彼は自分自身の健康について不安を覚えていた。枢機卿たちも、そのような印象を受けていた。しかし、状況はきわめて異常であり、皇帝の勸告があまりにもはっきりとし、同時に自信たっぷりであったので、皇帝の権威は圧倒的なものとなり、彼らに逆らい難いという印象を与えたのであった。

皇帝は、自分の要求に対してあげられた憂慮をほとんど考慮しなかった。公会議を招集するよりは、それを拒否するほうが、はるかに危険だ、と彼は主張した。——新しい悪に対しては新しい対抗措置で対処しなければならない。それを怠れば、ドイツ全体の脱落が起こるのであろうし、それはたちまち隣人の模倣するところとなろう。いま取り掛かるべきことは、大掛かりなものでなくてはならない。トルコ戦争の危険を、それに反対する口実にしてはならない。まさに、そのためにこそ、公会議を招集することが最上の処置となるのだ、と彼は繰り返し述べている。彼は早急な招集、速やかな決断を要求した。そして、招集が実現されるにしても、それまでずっと、事柄を現状のまま放置しておいてはならない。自分は、スペインへの帰国が促されているが、教皇が、ルター主義者をこらしめ、現在の悪を除去するために、いかなる処置を取られようとされているか、見守るために、この地に留まるつもりである、と。

全般的な保証に、きわめて特別なフィレンツェに関する保証が付け加えられていた。教皇は、このままでは、自分が皇帝の友情と恭順を完全に失うことになることになると確信させられた。皇帝の老告解聴聞師は、自分のところに来た皇帝の書簡を教皇に伝えたが、それは、教皇に宛てられたものよりも燃え上がるような、開放的な響きをもっていた。教皇の心配を散らすようなことはなにも述べられてはいないのであるが。

信仰問題に関する教皇庁聖省の集会において、公文書が読み上げられた。問題の重要性にかんがみて、それについて採決することは延期された。二、三日経った11月25日に、ようやく、枢機卿会議で採決が行われるところになった。

普段よりは多数の枢機卿が参加した。ロアイザは、まえもって指導的人物と話し合うことを怠らなかつた。

しかしながら、枢機卿のなん人かは文字通り率直に提案に反対し、皇帝に与^{くみ}する枢機卿たちは無条件で賛成にまわった。枢機卿団の幹事、枢機卿ファルネーゼは、公会議に賛成してはどうか、ただし、反対派の諸侯にもそれへの出席を招待する、と提案した。かくして、最後には全員一致で決議がなされた。神によって危機にある教会を守るために送られてきた皇帝の信頼にこたえて、彼の願望を満たし、公会議は招集されねばならない、と。教皇はそれに付け加えた。皇帝が公会議に出席し、善を促進し、有害なものを阻止することに自分の承認を与えるとき、たとえその結果を知ることができなくても、喜んで地に帰ることができるであろう、と⁸³⁾。

かくして、この決議は、多くの抵抗ののち、編まれ、最後に、無条件で、すべての疑惑を消した。それが、いまや成立したのである。それは、教会と国家の後世の歴史にとっていうにいわれぬ重要性をもつものであったが、さしあたっては皇帝にとって重要なものであった。

皇帝がそのなかの公会議の件に非常に大きな価値をおいた帝国議会決議——それは、11月19日の日付けをもっている——は、それ〔枢機卿会議の決議〕によって完全な裏打ちをえた。それらによ

て、彼には、その理念にふさわしい大規模な聖界・俗界の活動の舞台が開かれることになった。一面において、プロテスタントに対してそれに見合った措置を適用する自由が彼の手中に残された。他方において、彼は、ローマ教皇庁に対するある程度の優越性を獲得した、あるいは、教皇庁がただ彼に対する配慮からなした約束によって、むしろその優越性を固めさえした。この二重の関係のなかで、今後の彼の政治と生活は動いていくことになる。

自分は、神に奉仕し、使徒の座の榮譽のためになること、皇帝の地位にふさわしいことをすべくなすつもりである、と教皇に語ったとき、それは彼の本意であった。「われらは貴方がたに告げる」と、彼は枢機卿たちに書いている⁸⁴⁾。「われらはこの問題を完遂するために、王国も支配も惜しまないし、いな、われらの生命と靈魂を、全能の神に奉仕するために完全に捧げるつもりである、と」⁸⁵⁾。

原注

- 1) 異端を撲滅し、教会を在るべき状態に戻し、帝国もそのようにすること (1528年12月)。Le Glay II, 686.
- 2) 彼ら(カールとフェルディナント)は、支配者の権力を行使する *Vim potestatis distringent*.
- 3) カムペッジオから皇帝に与えられた指示 *Instructio data Caesari dal revmo Campeggio*。「まず提議によって、次いで脅迫によって、彼の道、すなわち、神の道に復帰させる *con offerte prima poi con minacce ridurli nella via sua, cioè del Dio onnipotente*。」この意見はボノーニエン Bononien で決定され、エックによっても承認された助言である。[Mauerbrecher, Karl V. u. d. deutsch. Protestanten. Anhang S. 3ff.] Vgl. Luther, Warnung an seine lieben Deutschen. Altenb. V, 534. [W. A. Bd. XXX, Abt. 3, S. 252ff.]
- 4) ブドヴァイス Budweis 発、1月28日付け、皇帝に宛てたフェルディナントの書簡。Gevay, Urkunden von 1530, p.67. Bucholtz III, 427. の官房長の書簡抜粋を参照せよ。
- 5) Förstemann, Urkundenbuch zur Geschichte [des Reichstages zu] Augsburg, Band I, p. 209.
- 6) 1533年、貴族にして博士テウプーロ Nic. Theupulo の報告。「そこで人々は、買い物をするか、さもなくば、さまざまな領主に贈り物をしていた *ne in esso vi erano spese se non di doni fatti a diversi signori* (イタリア人も同様であった)」。しかし、インスブルックへ来たときには、すでに金はなくなっていた。
- 7) Roma, 3. Giugno 1530. Lettere di principi II, p. 194.
- 8) ザクセン選帝侯のナッサウ、ヴァルトキルヒ伯宛て書簡(5月14日)。Förstemann I, 162, 164.
- 9) 同上書簡(5月13日)。ibid. p.24. ザクセン選帝侯官房長ブリュック Brück の意見書も参照せよ。p. 11. [以下略]
- 10) Leodius, lib. VII, p.139. エラスムスが兵士に対して述べた言葉も参照せよ。「二つの事柄が著しい希望を示している。一つはきわめて幸せな皇帝の才能であり、他は〔キリスト教の〕教理において、はなはだしく一致がみられないことである *Duae res nonnullam praebent spem: una est gentius Caesaris mire ferix, altera quod isti in dogmatibus mire inter se dissentiunt*。」(1529年末、または1530年初頭) Epp. II, 1258.
- 11) Raince, Roma (6月1日付)。「聖なる父も気付かされた。官房長〔ガッティナーラ〕が、当初抱いていた安易な意見に少々見当外れであることを覚えてきたこと、そして、自分が考え付かなかったほど、事柄が全体としてはるかに困難であることを認識するにいたったことを述べ始めていることを。Les. père est adverti, que le chancelier se trouvoit aucunment (ランスはこの言葉をしばしば用いている——ランケ注) *deçu de oppinion facile, en quoy il en avoit été, et qu'il commençoit à confesser qu'il s'apercevoit les choses en tout cas y être plus laides qu'il ne pensoient*。」古文書 Bethune 8534.
- 12) これについては4通りのテキストがある。1. Altenb. Sammlung lutherische Werke, 2. Cyprians Geschichte der augsburgischen Konfession und zwei fliegende Blätter, 3. Kaiserl. Maj. Einreitung zu München etc., 4. Kaiserl. Maj. Einreiten zum Reichstag gen Augsburg. 最初の二者は Walch に、後二者は Förstemann に印刷されている。[以下、略]
- 13) メンミンゲンの代表者エーインガー Hans Ehinger は、とくに皇帝について記憶しているところについ

- て報告している。「帝国国制にしたがって、2人の選帝侯が皇帝と並んで騎行し、教皇特使はそうではなかった」。Friedrich Dobel, *Memmingen im Reformationszeitalter* IV, S. 28.
- 14) 非常に信頼すべき報告が、6月16日付けニュルンベルクの使者の書面のなかに見出されるが、その中で、ヘッセン方伯は同夜の事柄について語っている。Bretschneider, *Corpus Ref.* III, 106. 少し違った明るさで、Förstemann.
- 15) *Schrift aus Augsburg*. Altenb. V, 26. Walch 16, 873. イーゼンマン Isemann 宛てブレンツ Brenz 書簡 (6月19日) *Corp. Ref.* II, 117.
- 16) 皇帝の帝妃宛て書簡 (7月5日) 抜粋。Heine, S. 11.
- 17) 皇帝陛下は「生まれ付きの善良さと穏和さから議会招集状に述べた通りの道を取るようになった。あらゆる了解において、公正な外観をとり、各人がそれへ動かされ、導かれていくことを期待して。かくして陛下は、その恵みふかき意図に変わらず、とどまられたのである *aus angeporner Güte und Miltigkeit diesen Weg (der Güte) nach vermöge des Ausschreiben furgenommen, der entlichen Hoffnung, der soll bei allen verstendigen ein billig ansehen haben und menniglich dahin bewegen und leiten, damit I. Mt. inn irem gnedigen Fürhaben verharren und pleiben*」。Förstemann I, 308. [以下、略]
- 18) かくして官房長ブリュックは、さし当たって、その「紙片 *Zeddel*」に記されたような、考えをまとめたのであった。Förstemann I, 39.
- 19) 1530年2月19日。Winter I, 270. の抜粋。
- 20) このいわゆるトールガウ条項は、シュヴァーバツハ条項以外のなものでもない。[一部省略] Knaacke, *Luthers Anteil an der augsburgischen Konfession* S. 18ff.
- 21) 周知のように、諸侯たちが署名した〔ラテン語、ドイツ語二通の〕「アウクスブルク信仰告白」の原本はどこにもない。ながいあいだ、マインツで発見されたドイツ語のそれが原本であると信じられてきたが、ヴェーバーが『アウクスブルク信仰告白の批判的歴史』のなかで、良心的な勤勉さで示したように、それも、他のテキストと同様、本物という価値をもたない写しであった。この写本は、メランヒトンが1530年に手配した最初の出版物とも、その他の写本ともちがった一連の差異を含んでいる。幸いなことにこの差異は多いが、重要なものではない。[一部省略] 2, 3の手写本を注意深く照合したものが、Förstemannにみられる。[2版への追加] マインツ官房発見の原本には、われわれは、1540年のヴォルムスでの〔カトリック主体の〕宗教討論でも出会う。同年12月4日のブランデンブルクの議事録によると、「エック博士は新しい信仰告白とその弁護論に対して闘ったが、それはアウクスブルク信仰告白を改善してふやし、多くの点で改めたものであり、エックのいうところによると、彼はそれに打撃を与え、新しい脂をそのなかに入れようとした……アウクスブルクにいた皇帝陛下は、マインツ官房にその原本の引き渡しを求めたが、それは聞き入れられ、引き渡ししが了承された」。そこでわたしは、マインツ官房で発見された原本を、エックが約束した照合の手の入ったもの以外のなものでもないと考ええる。
- 22) 1530年5月21日付けのレギウス Urbanus Rhegius のルター宛て書簡。それによると、方伯フィリップは「無数の sacrament」があることを認め、「レギウスの認めるところによれば、彼はツヴィングリに共感しているようだ」。しかし、レギウスも、ルター宛のメランヒトンの書簡も、方伯自身に問い合わせようとはしていない。ルター自身はすでに5月20日にそうしているのに。(de Wette IV, p. 23.)
- 23) 6月27日、フルステンベルク Philipp Fürstenberg のフランクフルト宛報告によると、その皇帝居室で正式な交渉が行われ、選帝侯とその一党が嘆願したといわれている。「翌朝、陛下は再び居間に現れると、周囲の者たちにそれに対する答弁を述べることを許された。そこで彼らは、皇帝だけでなく、自分たち各人の不愉快さについて悪口をいった。しかし、最後には控えめな態度にかえった」。[6版への追加] 初版のとき利用した手書本のフルステンベルクの報告は、現在、シールマッヘル F.W. Schirmmacher の労作〔*Briefe und Acten zur Geschichte des Religionsspraches zu Marburg 1529 und des Reichstags zu Augsburg 1530...Gotha 1876.*〕に印刷されている。
- 24) Fürstenberg. 「明るく明瞭に読まれたので、その場に居合わせた各人、ちがったドイツ語を話す人々にも、このような集会のときにはきわめて稀なことであるが、すべての言葉が一語一語理解された」。カトリック側にも、この朗読は大きな、もちろん、それにふさわしい名誉ある行為と受け取られた。二年後、これについてエックは、次のように罵っている。「ルター主義が強烈な威厳において提示されることに成

功したので、誤りの擁護者は、委員会を通じて、新しい信仰告白の教理を皇帝陛下に提出するのをあえて躊躇しなくなったほである *Lutheranismus in arcem dignitatem evectus ita invaluit, ut assertores erroris non vererentur in publicis comitiis Augustae offerre Caesari novi dogmatis confessionem.*」
Praefatio in homilias V contra Turcam. A III.

- 25) われわれはこの交渉の過程をとくに Buchholtz III から教わった。[いまその大部分は、ブーフホルツの記載にしたがって、Brieger in *Zs. f. Kirchengeschichte* Bd. 12, S. 123ff. に印刷されている] そのうちの注目すべき文書は、そっくりそのまま Förstemann Bd. II, p. 9. にある。[以下、略]
- 26) とりわけエックは、すでにインゴルシュタットで印刷に付していた文書を携行していたが、その表題は次の如くである。『主イエスとマリアの保護のもとで書かれた 404 ケ条。一部はライプツィヒ、バーデン〔スイス〕、ベルンの討論会に出席して述べられ、一部は神聖ローマ皇帝カール五世の面前で、真に聖書にもとづいて、教会の平和を乱す者を暴かんがために書かれたもの。教会の小さき下僕ヨハネス・エックが、この紙片において説明されているように、アウクスブルクの討論のために、皇帝陛下に提供すべく、皇帝の承認をえて、一年前に印刷させたものである *Sub domini Jhesu et Mariae patricini Articulus 404, partem ad disputationes Lipsicam, Badensem et Bernensem attinentes, partim vero ex scriptis pacem ecclesiae perturbantium extractos, coram divo Caesare Carolo V Romanor. Imp. semper Augusto proceribus Imperii Joan. Eckius minimus ecclesiae minister offert se disputaturum, ut in scheda latius explicatur, Augustae Vindelicorum die et hora consensu Caesaris posterius publicandis.*』彼はまず、教皇によって誤りと断定された 41 ケ条を述べている。「それにわたしは、教書に反対し、教会分裂を企てるもの、カトリックが異教的、収税吏的とみなしてきた敵対的信仰を付け加えた *asserō, qui bullae contradizerunt, schismaticos esse ac fidei hostes, quos catholicus habet ethnicus et publicanis.*」次いで彼は、自分がライプツィヒ、バーデン討論会で擁護した箇条、ベルン討論会の結語に反対して述べた箇条、最後に目下吐き出されている新旧の誤り *errores novi et veteres jam ventilati* を、それに見合った表題を付けて持ち出している。そして、この 404 ケ条をこう締めくくる。「その無数の誤りのなかから、急遽、少数を抜粋したものである *ex infinitis eorum erroribus hos paucos subtarie excerpsi.*」急ぐあまり、彼はエラスムスの文章をもそのなかにかき集めたのである——彼の提題は、「ぶどう酒と房事と風呂場に関する提題 *Propositiones de vino, venere et balneo*」と擲揄された。この言葉はカトリックの社会でも流行し、彼を公然たる笑い者にしたのであった。
- 27) コッホレウス Cochläus が、彼の著書『フィリップ・メランヒトンの弁明における四つ〔の誤り〕 *Philippicae quatuor in apologiam Melanchtonnis*』 Lipsiae 1534. に、この駁論の二、三ヶ条を印刷させている。第 3 条では、次の点が要求されている。「怖るべき冒瀆——ルターの誤り、ブーゲンハーゲン、メランヒトン、ルターに傾倒せる人物アントニウス・ツィンマーマン、ルターの学識を学んだ市民たちの誤りに、有罪の判決を下す *damnent diras blasphemias—Lutheri errorem—suum Pygenhagium—Melachthonem suum—Antonium Zimerman, hominem insigniter Lutherranum—studiosum Lutheri discipulum Burguerum.*」あらゆるところから、非難すべき箇所が引用されている。それ故、コッホレウスも述べているように、まさに、「そのような答弁に対して有罪判決を下す会議は余りにも激しく、また長ったらしいものにならざるをえない *quorundam consilium qui judicabant ejusmodi responsionem fore nimis acrem et prolixam*」ことになった。
- 28) 『駁論』のほかに、『エックによって審査され、マインツ大司教と Georgio S. D. Augustae によって呈示されたプロテスタント信仰告白の原理について *De principum protestantium confessione Johannis Eccicensura, archiepiscopo Moguntino et Georgio A. D. Augustae exhibitia*』 bei Cölestin III, 36. も参照せよ。その正確な印刷されたものは、Schirrmacher, a. a. O. S. 203. に見られる。この文書は、二、三のカトリック諸侯についての裁きをしており、のちの譲歩の本質的なものを含んでいるので、そのため、前以って提出された欺瞞策という推測も上がっている。
- 29) 同時代の Ludovici の日記 III iv, 312 (Ausg. von 1833) に出てくるパラヴィッチーノ Pallavicino の発言。「偏見の条項—〔聖職者の独身制は〕教会の存在理由である *Articoli pregiudiciali—alla ragione della chiesa.*」一種の教会の国家理性というのである。[第 3 版への追加] 当時ローマに在って、枢機卿会議にも陪席していた皇帝の告解聴聞師ガルシア・ロアイサ Garsia Loaysa が皇帝に宛てた手紙のなかで、このこ

- とを述べていないのは驚くべきことである。この手紙はハイネ G. Heine によってシマンクスで筆写され、1848年ベルリンで印刷された。さらに1849年、原本から Documentos ineditos X IV. に収録されている——これは1530年から1532年の歴史にとって、きわめて貴重な寄与である。ただロアイサは当時ローマ教皇庁で公的な地位をもってはいなかった。彼は有益な助言によって自分の地位を確保しようとしただけであった。たとえ彼が述べなかったとしても、多くのことは疑いない。6月26日付けのカムペッジオの書簡の中で、公的情報という形を取らずに、この点が述べられている。彼はいう。「さまざまな方途によって、そこに落ち着いた *per diverse vie intendo*」わたしは、枢機卿会議について、これがまさに唯一の報知なのか、あるいは、そのほかの報知があるかどうか、未決定のままにしておこう。
- 30) Müller, p. 672. に印刷にさいして、こういわれている。[本文には] 20、30年来の、とあるが、疑い無く筆記者の誤りであろう。
- 31) Struve が新たに公刊した Archiv III, 16. に記載されている Spalatin の “von Herzog Hansen zu Sachsen churfürsten” は、同じ筆者によるフリードリヒ賢公に関する記述に比べると、はるかに益のないものである。
- 32) Beckmann, Anhaltische Geschichte II, v, p. 140. におけるヨハン公自身の表白。
- 33) Cyprian, Geschichte der augsburgischen Konfession, p. 184.
- 34) 7月28日、Nikolaus v. Ende, Amtmann in Georgenthal 宛て書簡。
- 35) Müller, Geschichte der Protestation p.715. この種の心配がいかに広がっていたかは、とりわけツヴィングリが1530年初めヴェネツィアから受け取っていた報告が示している。その報告には、皇帝の意図がしるされているが、皇帝はザクセン大公ゲオルクを大公ハンセン〔ヨハン〕に代えて任命し、「後者から選帝侯の地位を取り去り——彼はもはや選帝侯でなくなる——それをゲオルクに与えようと欲していた」という。Archiv für Schweizerische Geschichte und Landeskunde I, p. 278.
- 36) ルターのテウトレーベン Teutleben 宛書簡 (6月19日)。
- 37) ルターの選帝侯宛書簡 (7月6日)。
- 38) ルターの卓上談話 (4月28日)、またスパラティン宛ルター書簡 (5月9日)。
- 39) すでにケレスティンがそのことを認めている。オレアリウス Oreamius はそれに反対して、歌がすでに1529年の歌集の中にあることを想起している。彼はその歌集を、1529年の年号表示をもつイエーナ、アルテンブルク版ルター著作集の中の歌集以外にはないと考えているが、この著作集〔年代〕は、他の多くの著作集と同様、誤謬にもとづくものである。1529年の著作集は知られていないし、その存在は疑わしい。[第6版への追加] 上記の歌集が発見されない限り、1530年に止まらねばならない。たとえ発見されたとしても、歌の意義を損なうものではない。何故なら、すでに1529年に大いなる敵対関係は出現しており、その敵対こそ、生成しつつある教を破滅させる恐れがあったからである (vgl. Luthers geistliche Lieder, herausgeben von Philipp Wackernagel, S. 91, Nr. 21, und S. 157.)
- 40) ブリュック宛ルター書簡 (8月5日付)。bei de Wette IV, S. 127.
- 41) 辺境伯ゲオルクの本家の甥〔選帝侯ヨアヒム〕に宛てた書簡 (7月19日)。Fürstemann II, 93.
- 42) 同時期の交渉に関する記録。a. a. O. 630.
- 43) Beckmann, Anhaltische Chronik II, v, 142.
- 44) ニュルンベルクの使者の書面。Corp. Ref. II, 167.
- 45) [方伯フィリップがアウクスブルクから立ち退いたのは] 8月6日。7月30日に彼はチューリヒの市民権をえていたが、それが、彼の進退に大きな影響を与えたのである。Vgl. Escher und Hottinger, Archiv für schweiz. Gesch. und Landeskunde I, 426.
- 46) ブツァーは「ディオクレティアヌス帝時代になおかろうじてあった聖者の肉の引き裂き *laniena sanctorum, qualis vix Diocletiani tempore fuit*」を怖れていた。
- 47) テイエポロ Niccolò Tiepolo 『報告 Relatione』「アウクスブルクで聞いたところによると、ルター派に対して戦争を起こそうとしておられる皇帝に、彼ら (バイエルンの二人の大公) はみずからを提供しようと申し出た、と。そして、彼らがマントヴァ大公と協力して、ドイツへ動かせるように、この機会に軽騎兵1000を編成しようと試みていることも知った *Essendo in Augusta intensi che si offeressero (die beiden Ferzoge von Baiern) all' imperatore volendo lui muover guerra a Lutherani, e seppi che tentorno col*

- duca di Mantova d' haver il modo di condur 1000 cavali leggieri d' Italia in casa si facesse in Germania.」
- 48) エックもまた、その意見書『ヨハン・エックによって審査されたところのプロテスタントの原理について *De principium protestantium Johannis Eccii censura*』(bei Cölestin III, 36) で述べている。「人間の業は自然のものであり、それ自体としては益のあるものではないが、しかし、ただ神によって、神のお慈悲によって、神の恩寵のお助けによってのみ〔有益である〕 *quod opera de sui natura et in se non essent meritoria, sed solem ex deo, ex misericordia dei, ex gratia dei assistente.*」
- 49) 当時、スバラティンは第一部会の書記を務めていた。Förstemann II, p. 228. そのようにエック自身の発言も理解された。Cölestin p. 36. 「われわれは贖罪の第三部に満足するものである。そこにおいては、善行の成果が実を結ぶように努力すると告白される。それに反して、口頭による贖罪は言葉だけのもので、実質がない *nos ponimus satisfactionem tertiam partem poenitentiae, ipsi vero fatentur debere sequi fructus bonorum operum, ubi iterum solum lis est verbalis, non realis.*」
- 50) Cölestin, Relatione III, 45. 「それ故、ミサは真の犠牲ではなく、神秘的なもの、象徴である *Est ergo missa non revera victima, sed mysterialis et reoraesentativa.*」
- 51) 未決定の答弁。Förstemann II, 256. いくぶん疑念をもって、ebendas. p. 245, p. 75. も参照せよ。この後者から判ることは、彼らがすべての教権制度を、教皇制もふくめて、はっきりと人為的法から導き出そうとしていることであり、そのうえで容認しようとしていることである。その限りでルターがこれらの点に同意していたことは、彼が躊躇しながらもそれに署名したことがそれを証明している。Walch X X, 2178.
- 52) ザクセン弁明書。Müller p. 861. und in dem Archiv von Förstemann p. 150.
- 53) 「妻帯者 *conjugatio* が聖職者身分に取り立てられ、叙任されるべきである。古く初代の教会の時代に行われたように」。カトリック側委員が、未決定ながら、間違いのないキリスト教的手段として提案したものの。Förstemann II, p. 250.
- 54) Thom. Leodius, Vita Friderici Palatini VII, 151. 拒否することを認識するように *Utintellexit, ita reject.*」 Vgl. Melancthon an Cameratus. Corp. Ref. III, 590. カムペツジオの最初の意見もそこへ向かっていた。「聖なる父よ、わたしは生の尊厳、神の掟の遵守をもって、同様に注意深さと勉学のすべてをあげて、聖靈にあずかるべく努力をしてき、同様に敬虔に教会の問題全体を整えることを推し進めてきた *I santi padri, con la santità della vita, osservantia delli precetti divini, con summa vigilantia e studio si sono sforzati a partecipare del spirito santo, dal quale senza dubbio spinti hanno così santamente ordinate tutte le cose della chiesa.*」
- 55) ブレンツ Brenz は「たまたま必要とされるものに対する特免 *praecetum dispensabile in casu necessitatis*」について述べている。そのために必要とされるのは、彼にあっては、ローマ教会の決議であるが、だからといって、彼はその必要性が正当化されるとは考えていない。
- 56) Hausdorf におけるシュペンゲラー Spengler の意見。Leben Spenglers p. 65.
- 57) 帝国議会のある意見 (Archiv zu Brüssel) は、次のように述べている。「事態は、より悪い、取り返しのつかない不都合を待つことなしに、この状態にとどまることはできないであろう *La matière ne peut pas demeurer en ces termes sans en attendre pis et inconvenient irréparable.*」
- 58) ミケル・マイ Micer Mai が書いた文書 (1529年5月11日付)。Heine 521.
- 59) 皇帝の書面。Lanz I, 390.
- 60) Loaysa, 31. Julio. 「わたしは、(ドイツが) 企てられたところへ入り込むよりは、在ったままにとどまることを望む *querria mas, que (Alemania) quedase, como estaba, que meterse en esta empresa.*」
- 61) 教皇クレメンスの皇帝宛て親書。熟考した審議の結果である第一の懇望——審判において必要とされる満足感において、カトリックの蘇生させるために、公会議の招集を提案し、許可することを陛下に告げるものである。ただし、無節制に作り上げられている彼らの誤りから離れて招集される条件において、であるが。All' imperatore di mano propria di Clemente: Pregatala prima che esaminini maturamente — dice a V. M. che son contento che quella, un caso giudichi esser così necessario, offerisca e prometta la convocazione del concilio, con conditione però, che appartandosi da' loro errori tornino incontenente al viver catholicamente. Lettre di pr. II, 197.

- 62)サルヴィアーティ Salviati 宛カムベッジオ書簡 (8月10日)。Lämmer, [Monumenta Vaticana] 53.]
- 63) Förstemanns Urkundenbuch II, 393. にあるアンスバッハ文書に対する注釈。また Förstemanns Arch. 136. にある Sächsische Apologia.
- 64) プロテスタントの返事 (9月8日付)。Förstemanns Urkundenbuch II, 411. Schirmacher, a. a. O. p. 261ff.
- 65) Micer Mai への書面。Sandoval II, 119. 日付けが入っていないが、同日であることは確かである。
- 66) 彼ら自身が多く理由によって、すなわち、一方ではシュパイヤー帝国議会の決議の布告を援けることを欲しながら、他方では同会議に控訴するなど、彼ら自身矛盾を犯しているようにおもわれる。Mostroseles por mucha razones, como ellos mismos se contradician, queriendose por una parte ayudare del decreto dela dieta d' Spira y por otra del appellacion que del hizieron. Relation de lo, que se ha hechoen Augusta. (Documentos ineditos I, 266)
- 67) ヘラー Heller の報告。Förstemanns Urkunden II, 422.
- 68) もしいわゆるルター派が強情のままであるならば、枢機卿たちの意向に賛同しなければならない、すなわち、いかなる手段によってにせよ、彼らに対して厳格に対処しななければならない Si lesdits Luthériens ——— demeurent obstinez, il faut savoir l' intention du Sieur Légat, comment et par quels moyens on pourra procéder cntra eux par rigueur.
- 69) 全部の意見であった Paresció à todos. Loaysa, 1 Oct. Heine 373.
- 70) ときおり彼 (告解聴聞師) は、つねにプロテスタントを激しく叱り付けながら、公会議が開かれようと、そうでなかろうと、彼らに対して最後の手段を取ることを奨めていた。教皇に対する彼の判断も動揺していた。だれも、皇帝の考えと当時意図的に遠ざけられていた告解聴聞師の意見とが一致していたとみることはできないであろう。
- 71) Campeggi bei Lämmer, Monum. Vaticana 50.
- 72) 国王 [の勅令] の方が、教皇の教書の取り消しを渴望した聖職者の第四グループには、好意をもって迎えられた Konigklich wurde zu Hungern etc. Revocation der Bapstlichen bulle auf den vierten d' Geistlichen gutter erlangt. Förstemann, Urk. II, 843.
- 73) ザクセン選帝侯の弁明は、Förstemanns Archiv p.206. にある。グランヴェラ Granvella は1542年、選帝侯の辞去を皇帝陛下に対する彼の好意、愛情のしるしであったと思い出している。
- 74) フェルステンベルクは、7月5日、次のように報じている。「シュトラスブルク人は、昨日われわれ、および若干の都市の人々を呼び寄せ、皇帝に提出しようとしている彼らの教理、説教にもとづく信仰告白を前以て聞かせ、できればそれに署名してほしいと求めた。それは、諸侯たちのそれよりも十分整ったものであり、綿密で良好なものであったが、われわれは、これまでわれわれのところで、 sacramentに関する彼らの意見が述べられることはなかったので、署名を拒否した。それとは異なって署名した人々は、〔すでに聞いて来たという〕特別な理由から、そうしたのであった」。
- 75) この不安の表現のなかで、エーインガーは次のように付け加えている。教皇とかフランス国王の取り扱いからうかがわれるように、皇帝の不興は厳しいものであった。しかし、地上の皇帝、国王その他の人々よりも、神を眼前にもたねばならない。そして、聖なる福音の周知の真実から眼をそらすようなことがあってはならない。(Schreiben Ehingers von 26. September 1539, bei Dobel, Memmingen im Reformationszeitalter IV, p. 70.)
- 76) ニュルンベルク宛クレス Kress, フィルカマー Vilkamer の報告。Corp. Ref. II, 422. [以下略]
- 77) 代議員たちは明確に言明した。もし国王 [フェルディナント] が教皇教書を完全に拒否しないならば、上述の急遽なされた誓約はなんら同意したものとはならないであろう。そして、それは、帝国においてそうであるばかりでなく、オーストリア国に住むすべての諸身分の臣下の反対にあうであろう。何故なら、彼らは教皇に臣従することを欲しないこと以外にはなんら考えてはいないからである。グランヴェラが国王に対してなした注解。au roi, que S. M, regarde etc.
- 78) 基本法にまとめられた聖界ならびに俗界の諸困難の調和 Concordata der geistlichen und weltlichen Beschwerung, constitutionsweis uzsammengezogen. Buchholtz Iii, 636.
- 79) Adrian Catalogus codicum bibl. Giessensis nr. (p. 93) に次の記事がある。苦情に関して代議員が協議

せる論題ならびに論議。同ドイツ人の苦情書は審議のため教皇庁へおくられた。Consultatio et deliberatio consiliariorum deputatorum super gravaminibus, quae nationi Germanicae per sedem apostolicam inferuntur.

- 80) ジットラー Sittler, Geschichte der Fundamentalgesetze der deutsch-katholischen Kirche (Werke VIII, p.501.) は確言している。実際にしっかりとまとめられた『苦情書 Gravamina』と〔諸困難の〕『調和書 Concordata』の二つの文書は、日常的に論議するため、皇帝の宮廷の卓上に置かれていた。
- 81) Reichsabschied von 1530, § 5, 61.
- 82) Cartas des kaiserlichen Gesandten, Musarttola. からの抜粋。Leiva III, 29.
- 83) Loaysa の報告 (11 月 30 日) Documentos ineditos.
- 84) 『ペドロ・ド・ラ・クエバ Pedro de la Cueva への訓令』と『教皇への通牒 carta dirigida al Papa』Heine 525. なんらか二次的目的を達成するために、ローマで皇帝の書面がでっちあげられたからといって、そこから、皇帝がその真面目で、燃えるような書面でもって二次的目的の達成を意図していたとはいえないであろう。参照、後述 Buch VI, Kap. 6.
- 85) 貴方がたの慎重さと善意にそって、彼ら（ルター派）をいかに統御するかを助言するのは、貴方がたを喜ばせるであろう。……国家に対して損害を与えるようになることを妨げ、部分的にせよ、神のお慈悲によっていぶされた職務や官職を果たすために、われらは必要な事柄を成就するために、王国も支配をも捨てるのを惜しまない。貴方がたの助言に従って。Il vous plaira, selon votre prudence et bonté, adviser comment on se peut gouverner avec eux — (les Luthériens) — tant pour empêcher qu'il n'advienne plus détriment à la chose publique, que partiellement pour satisfaction des charge et office, esquels par la divine clemence fumes constitués, vous advisans que n'épargnerons ni royaumes ni seigneuries pour la consommation de chose tant nécessaire etc. [MS] Bethune 8539.

〔解題〕

本編は、レオポルト・フォン・ランケの『宗教改革時代のドイツ史』第3巻中の「1530年のアウクスブルク帝国議会」の部分*の翻訳である。

* Leopold von Ranke, Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation, Bd. 3 (1. Aufl., 1840; Akademische Ausgabe, 1925), S.179-237.

周知のように、ドイツ宗教改革は1517年10月31日のマルティン・ルターによる『95カ条』提題の提示に始まるが、1521年皇帝カール五世はヴォルムス帝国議会にルターを喚問し、その教えの取り消しを求めた。しかし、ルターの断固たる拒否にあい、そこで若き皇帝はヴォルムス勅令を発し、あくまでもその教説を封じ込めようとしたが、彼は本来はスペイン王であり、スペイン統治やフランスとのイタリア戦争に手を取られて、ヴォルムス禁令を厳重に実施するにはいたらなかった。その間にドイツでは、1525年の大ドイツ農民戦争の勃発が示すように、新教は庶民のあいだに広範に普及した。このまま放置すれば、カトリック教会の基盤を、ひいては封建的支配階級の存立を大きく揺るがしかねない。1526年、1529年の二回にわたるシュパイヤー帝国議会でも禁令は繰り返されたが、効果は期待できそうになかった。そうした状況に直面した皇帝は、みずから議会を主宰し、新教派にも十分意見を述べさせて、カトリック教会への吸収、ないし妥協を図らせようと決意したのであった。こうして1530年、アウクスブルク帝国議会の招集となったのである。

皇帝カールが招集趣旨として言明した「各人の意見、見解、思慮を聞き、双方が正しいと解せられないことすべて取り除いて、一つのキリスト教的真実に到達したい」という要請に応じて、プロ

テスタント側は、メランヒトンのいわゆる『アウクスブルク信仰告白』を提出し、これをめぐって論戦が展開される。最後に皇帝は、問題の最終的解決のための公会議の開催を約束し、それまではヴォルムス勅令の厳守を決定する。これに対してプロテスタント側はシュメルカルデン同盟を結成し、かくして武力対決の構図が明確になるのである。

半年に及ぶこの議会の経過を詳しくしるした著作はないものか。探しあぐねて、たどりついたのがランケのこの『宗教改革時代のドイツ史』第三巻であった。ランケの叙述は、60頁にわたる詳細さにおいて、通常の『宗教改革史』中の叙述を大きく抜いているだけでなく、その他の点でも、遜色のないものという印象を受けた。第一に、用いている史料であるが、基本的には今日の研究書が用いているもののほとんどが参照されている。交通の不便な時代にあつて、よくもこれだけ各地を訪れて、史料が渉獵しやうりやうされたものと感心する。第二に、あくまでも史料にものをいわせるといふ彼の立場が貫徹されていて、政治的、あるいは宗派的に偏した叙述、あるいは結論というものがなく、安心して読める。またときに情景描写にもすぐれ、歴史叙述とはかくあるべきか、とおもわせられた。

1530年のアウクスブルク帝国議会をテーマとした新しい論考としては、次の二著が参考文献として高く評価されているが、ここでは古典を紹介するという意味も込めて、ランケの著書の当該部分を翻訳・上梓じやうしすることにしたのである。

J. Walter, Der Reichstag zu Augsburg 1530 (Luther Jahrbuch 12, 1930, S. 1-90)

H. Immenkotter, Um die Einheit im Glauben. Die Unionsverhandlungen des Augsburger Reichstages im August und September 1530, Münster 1973. 103 S.

(本学名誉教授)